

午前10時00分開会

○林分科会長 ただいまから予算特別委員会環境まちづくり分科会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

それでは、本日は一般会計の歳出5、環境まちづくり費の項2、都市整備費の目2ですね、地域整備費の途中でございましたので、そこから進めてまいります。

本日も理事者からの説明は、予算案の概要の配付をもって代え、個別の予算事業につきましては特に説明を要する場合のみ、目または項ごと冒頭で行います。原則として目ごとに質疑を受けますが、事項が少ない目については、項でまとめて質疑を受けます。

また、調査ですね、調査をします。また、2月27日開催の予算特別委員会において、追加要求のありました外神田一丁目に関する資料につきましては、委員の席上にお配りしましたのでご確認ください。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。

それでは、引き続き調査をやってまいります。予算参考書214ページ、215ページの2、地域整備費で、昨日の宿題の、過去、これだね、地域別まちづくりの推進、秋葉原地域まちづくりの推進、飯田橋・富士見地域まちづくりの推進、神田駿河台地域まちづくりの推進、神田駅周辺まちづくりの推進の、この過去の経費等々を含めた、資料と言いましたけれども、どういう形なのか、説明をお願いします。

○江原地域まちづくり課長 すみません、昨日、過去10年間、この、何ですかね、区の予算案の概要、令和6年度の120ページ、121ページのそれぞれの地区の計画等の検討、秋葉原地域まちづくりの推進、そういった形で過去10年間、どれほど資金投下してきているのかというようなご質問に対しまして、ちょっと昨日、お答えができませんでしたので、口頭で恐縮ですけども、集計してまいりましたのでお伝えをさせていただきます。

令和4年度で決算されていますので、平成25年度から令和4年度の10年間で合計値のほうを出してまいりました。地区の計画等の検討では約9,400万円、これまで投下してきております。地域別まちづくりの推進の秋葉原地域まちづくりの推進が約3,400万円、飯田橋・富士見地域まちづくりの推進が約6,200万円、神田駿河台地域まちづくりの推進が約1,100万円、こちらのほうは御茶ノ水駅の駅前広場整備に係る負担金は、ちょっとその比較する上では省いた形で算出しております。それ以外の委託コンサル費用に限定して算定したものでございます。神田駅周辺地域まちづくりの推進が約6,500万円といった形になってございます。地域別まちづくりの推進、四つカテゴリーがございすけども、これらは拠点整備単位で予算を分けているものでございます。

一方、地区の計画等の検討のほうの枠組みではそれ以外のエリア、ですので主に麹町・番町エリアの検討費用となっているのが実態でございます。例えばでございますが、昨年、都市計画決定した六番町偶数番地地区で地区計画策定に向けた検討を、複数年検討を実施してきたと。これは9,400万に含まれているんですけども、この4エリアにカテゴライズされてないエリアでも資金を投下し、検討してきているというところでございます。昨日、はやお委員だったか、ご意見がございましたけども、こちらのほうの4エリアにつきましては、手法として再開発事業を適用しているものが多いので、春山委員ご指摘のと

おり、定期的に議会で報告している地域まちづくりの動向、特にあの図を見ると、神田駅周辺エリアに寄っているような見え方になっているかなと思いますけども、まちづくりの取組としては資金投下バランスを見ても、全エリアでこのような形で取り組んできているというところでございます。

○林分科会長 春山委員。

○春山委員 すみません、9,400万のもう少し詳細な内訳というのはありますでしょうか。

○林分科会長 はい。休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時06分再開

○林分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

地域まちづくり課長。

○江原地域まちづくり課長 すみません、この9,400万の内訳ということでございました。ちょっと量が多いので読み上げさせていただきますけども、九段北地区地区計画策定に向けた調査業務ということでトータル863万、約864万投下しております。市ヶ谷駅周辺まちづくり基本構想検討業務、平成28年度から30年度、結構ちょっと昔になりますけども、約1,890万程度で、九段南一丁目まちづくり検討に要した費用が合計で約2,190万程度でございます。あと、北の丸公園周辺まちづくり基本構想検討として約1,200万程度でございます。あと、日テレ通り沿道関連で約630万円でございます。説明中にも申し上げました、六番町偶数番地関連で約2,280万円使ってきております。

以上でございます。

○春山委員 大体、金額で9,400万。

○林分科会長 大体そうじゃないですか。2,000残。

春山委員。

○春山委員 分かりました。これは追って、資料と、もしくは地図も重ねた形で資料を作成いただけないでしょうか。はい。で、というのは、この平成25年からの間で、検討されていない地域が逆にどこなのかというのが、漏れがないのかというのを確認したいので資料化していただけると助かります。

続いての質問。

○林分科会長 そしたら、ここで一旦、あれですかね、また委員会のほうの所管事務のやつで、まあ、委託業務とまちづくりとか、そんな形で、後でちょっとワーディングまとめて。

○春山委員 あと委託先も併せて。

○林分科会長 うん、今、そこまでは聞いたほうがいいと思うんですよ。

○春山委員 すみません、併せて委託先も資料として提出いただきたいです。

○林分科会長 今分かる範囲の、特に4地区のものは、どこの会社に委託していたかというのはすぐ。

○江原地域まちづくり課長 はい。

○林分科会長 4地区は、はい、お願いします。

○春山委員 じゃあ、口頭で、はい。

○江原地域まちづくり課長 まず、1点目の、これら、どのエリアで投下されているのかというのをきちっと、あれですよ、これは地域まちづくりの。

○春山委員 はい。

○江原地域まちづくり課長 これに落とし込む形で分かりやすく表示をしてくれということについては承りましたので、ちょっとそういった形で資料のほうを作成したいと思えます。

委託先についてもということで、今申し上げたところでいきますと、主立ったところで恐縮なんですけども、九段南でいきますと、直近、いろいろありますけども、エクス都市研究所ですとか、都市計画21といったようなコンサルになっています。で、主立ったところでいきますと、日テレ通り沿道まちづくり協議会でいきますと、都市環境研究所、中央復建コンサルタンツでございます。六番町偶数番地地区につきましては、都市環境計画研究所、で、ちょっと過去ですけども、28年から30年にかけて、市ヶ谷、こちらのほうもかなりまとまった額になっていますけども、こちらはパシフィックコンサルタンツ、そのあたりがちょっとボリュームとして多い部分の委託先かなというところがございます。

○林分科会長 あと、課長、続けて、秋葉原、飯田橋、神田駅等々の、駿河台とか。

○春山委員 地域別のまちづくりの、まちづくり。

○林分科会長 地域別のやつも委託先の、一緒ですよ。えっ、えっと、下の秋葉原地域まちづくりの推進の3,400万ぐらいの委託した会社というの。

○江原地域まちづくり課長 こちらもちょっと主立ったところで、外神田一丁目関連でいきますと、あ、ごめんなさい、秋葉原地域まちづくりの推進の中で、外神田一丁目関連の委託業者でございますけども、エクス都市研究所、はい、でございます。飯田橋・富士見地域まちづくりの推進につきましては、かなりいろんな、長い、長期間にわたる検討でございますので、いろんなコンサルが関わっておりますけども、主立ったところでいきますと山下設計、株式会社都市環境計画研究所、シムテクノ総研、で、飯田橋関連でいきますと国際航業、あとは株式会社フジヤマ、新日本コンサルタント、このあたりが主なところかなというところがございます。神田駿河台地域まちづくりの推進でございますけども、神田小川町は八千代エンジニアリングでございます。最後、神田駅周辺地域まちづくりの推進で、神田駅周辺整備推進の補助業務というところで、国際開発コンサルタンツ、あと都市再生機構、八千代エンジニアリング、といったような形でございます。はい。主立ったところでございますが、その辺はまたちょっと資料として。

○春山委員 はい、ありがとうございます。

○江原地域まちづくり課長 用意をさせていただきますので、はい、以上でございます。

○林分科会長 よろしいですか。はい。

では、こちらのまちづくりと委託先については、また別のところで確認いたしましょう。はい。いいですかね、春山委員の。

○春山委員 はい。

○林分科会長 いいですか、コンサル関係のは。

続いて、はやお委員からの説明、資料の説明ですよ、はい。外神田一丁目南部地区の

しゃれた街。

○大木神田地域まちづくり担当課長 予算特別委員会で、はやお委員から要求がございました資料につきまして、本日ご用意いたしました資料につきましてご説明いたします。

タイトルといたしましては、外神田一丁目南部地区街並み再生地区・方針（しゃれ街条例）指定に係る経緯・意思形成過程というところでございます。本資料につきましては、三つの分類で作成してございます。

まず、一つ目の項目でございしますが、このしゃれ街条例の申請に当たっての根拠となりました外神田一丁目計画基本構想関係の経過・経緯でございします。1)でございしますが、平成22年3月に当初の外神田一丁目計画基本構想を策定しました。その後、川沿い街区だけでは、この区有施設の再整備が難しいという中でエリアが拡大するということで、この資料の一番下でございしますが、令和元年12月に外神田一丁目基本構想を改定したというところでございします。

2-1)に参ります。この基本構想の改定を踏まえまして、これを実現する手段として、地区計画の策定ですとか、街並み再生地区の方針を策定するという手続をしてまいりました。

まず、令和2年8月28日、これは地区の地権者さんが入っている地区計画勉強会というところで、当地区のまちづくりの経緯ですとか、その街並み再生地区・方針案・地区計画案について説明したというところでございします。

その後、令和2年10月2日に同勉強会におきまして、この方針案について説明を再び行うとともに、準備組合の事業計画案についてご説明いたしました。

これを受けて令和2年10月9日に、企画総務委員会のほうに、この状況についてご報告したというところでございします。

その令和2年10月9日の企画総務委員会の資料を後ろに参考資料として添付しているところでございしますが、この参考資料の5ページですね、今回のそういった手続についての内容について、こうしたことをやっていくというところをご説明しているものでございしますが、この資料につきましては勉強会で使った資料をそのまま使っておりますが、この真ん中のところに「今回のSTEP」と書いてございしますけども、この基本構想を基に、更新の方針や具体的なルールの方針策定というところで、地区計画の検討ですとか街並み再生方針を策定していくというような手続を行っているということをご説明しているところでございします。

ちょっと、この資料の一番、そのおめくりいただきまして、資料番号で7ページですね。この地区計画で定めている内容について、というところで、この右の表でございしますけども、この右のオレンジ色の枠ですかね、ここについて、実際、この基本構想を実現するために、当該地域では独自ルールを定めて誘導していくよというところで、この資料記載の部分について、外部に情報提供しているというような次第でございします。

頭紙に戻っていただきまして、こうしたことを踏まえまして、先に下の2-2)の枠内に飛ぶんですけども、外神田一丁目の街並み再生方針について、庁内の意思決定過程をどうしたかというところでございします。もともと令和2年9月25日、これは勉強会を受けてなんですけども、この方針について起案をいたしました。で、実際、その勉強会をやりまして、企画総務委員会のほうに報告したことを受けて、稟議の手続を回して、区長の

決裁を10月12日に行いました。そのうち令和2年10月16日に街並み再生・方針（案）について区から都に申請したと。これ、申請先につきましては都市整備局の土地利用計画課でございます。そして手続を踏まえ、都のほうで手続を進めて、令和2年11月25日に街並み再生方針が都のほうで告示されたというところでございます。その後、その上のまた2-1）に戻っていただきまして、一番下の丸ですね、その後の状況につきまして、令和2年10月30日、その勉強会、地区内勉強会を開催いたしまして、地権者さんのほうにもそういった情報を提供していったといった経緯でございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

○林分科会長 どうぞ、はい、はやお委員。

○はやお委員 まず、言葉の定義なんですけれども、この街並み再生地区・方針というのは、これは千代田区が言っている言葉、あのしゃれ街とかという言葉があるじゃないですか。この辺のところとの整合性はどういうふうに行っているか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 このしゃれ街条例という東京都の条例なんですけれども、その中で、地域内で独自にルールを定めるときは、地区のこの街並み再生地区・方針というのを定めて、申請して、それが認められればそのルールが適用されるよというところがございますので、その条例の中の言葉というところがございます。

○はやお委員 つまり、またこのところが再地区のやつ運用基準を見たりとか、そういうところで、何かこう、分からないうちに、やっぱり専門用語をさらさらって報告したということになっちゃっているんですよ。普通だったら、この街並みの、その何とか条例に答申する、申請するといったときには、申請しますという言葉を使って委員会に報告するというのが普通だと思うんですけど、その辺はどのように考えておるのか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 経緯につきましては申し上げたとおりでございますけれども、今回のしゃれ街条例の活用につきましては、この外神田一丁目計画の基本構想を実現するための手段として、こうした街並み再生方針の制度を使っていくよということを本質として、ちょっと議会に報告しておりました。手続につきまして、その後、東京都に申請するですとかも、もう少し丁寧に行わなければいけないという今のご指摘を受けまして、我々もそれは真摯に受け止めなければいけないと考えているところがございますが、内容については、我々としては議会のほうにご説明して手続を進めたというような認識でございます。

○はやお委員 私もこのしゃれ街という言葉自体が分からなくて、そのときの委員長だったと言われたときに、その報告すら当然、正副の会議のところも聞いていないんですね。それで、どさくさ紛れといったらいいけど、僕らもいろいろなところで、ちょうどそのときに、いみじくも100条委員会が行われていたと。それで、坂田教育長の百条の尋問がありまして、ちょうど日比谷エリマネのところについて255億に及ぶものを、結局はこれについて機関決定しないで、庁内の機関決定もせず、そしてまた、議会に報告もなく、協定書並びに契約書をしていたということについて確認をした際に、その当時教育長、その担当していたときには一番の担当責任者で、あのときはあれかね、ちょうど加島さんと同じまちづくり担当部長、一番の責任者。

○林分科会長 長いね。

○はやお委員 事務的な責任者であったと。で、そういうところからしたときに、何も、

つまり議会にも報告せず協定書と契約書が取り交わされ、そして機関決定しなくちゃいけない首脳会議の規約にも違反するような権利関係のことについて、もう報告しないでやってしまったと。そのことを話されたときに、まあ、僕は教育長、その当時は教育長だったんですけども、当然のごとく、「こんなことがあり得るのか」と言ったら、彼は「文書主義ですから」と。 「文書主義というのは何だ」と言ったら「文書をやる」。それはそうですよ。ルーチンワークみたいな稟議だというのは文書主義なんです。最後、文書が要らなかったら行政は成り立たないんです。でも、これは民間でも同じですよ。総会、株式総会にけるにしても何にしても、役員会にけるにしても機関決定をしなくちゃいけないですよ、常務会だとか何だとかと。そこで意思決定がされていく。いみじくもそういうふうに言っていた矢先に、この報告がされたと、ということでいいですかね、日にち。その事後の日程的な確認なんです。

○大木神田地域まちづくり担当課長 委員ご指摘のとおり、当該案件を申請するに当たっては、首脳会議というのに付議してございません。庁内の意思の確認につきましては、このまちづくり勉強会を開催する前に区長レクのほうを複数回行っております。これが事実でございます。

○はやお委員 そして、委員会に報告されて、中身は報告したと。でも、しゃれ街の条例だということは一切なくて、でも、内容は説明されたんですよ。だけど、委員からの大どころの確認をすると、こんな質疑がされているんですね。誰とは言いませんけど、ある委員から、「都市計画手続まで令和2年度、今後のスケジュール、イメージが出ているんで、その辺ちゃんと詰めなくちゃいけないね、次回ね」、「次回ね」と言っているんですね。つまり課題としてはあるけれども、これについて進めろなんて一言も言っていないんですね。そしてまた、私は委員長だったんで、きちっと地権者として、つまり千代田区は地権者だからね、今回の外一とおんなじことを言っているんですよ。「地権者として最大限にその資産を活用するようによろしくお願いします。また、節目節目で報告をお願いします」と言って、これについては継続課題としての認識としかあり得ないやり取りなんです。そしてまた、この街並み再生方針で独自のルールを定めると、みんなが分からない人がいたんですね。私がそれでまとめたにもかかわらず、ある委員からまた質問があったんです。そして、いわゆる水辺空間の整備といった、その地域貢献というのを、いわゆるみなし、みなしで容積率を上乘せしていくというやり方、これは、「こういうやり方というのは都市計画上認められるものなんですか」とまで言っているわけですよ。そこまで聞かれてなんにも答えてないんですよ。いや、実はしゃれ街なんですって、こういう新しい制度があるからできるんです。そうなんです。普通の今までの再開発法だったら、ここの外まで越えたエリアまで、街区までできないですから。そのときなんにも答えてないんですよ。それで答えたというふうに言われたら、我々は一体何をもって話をするか。そしてまた、ある、また同じ方がね、現段階で「ああ、先ほど委員長がまとめてくださいましたけれども、委員会に様々なデータをお示しいただくと同時に、やはりその公共施設、清掃事務所という、あるいは万世会館もそうだけれども、あそこは指定管理者か、そこで働く人たちとの、やはり協議と合意、これはやはり大事にする必要があると思うんですよ」と言われているわけ。おんなじことですよ、今と言われている。それから何をやっていたんですかという話なんです。この辺をお答えいただきたい。

また、最後に、またある方が言っていますよ。「四番町のところでも結局建て直しというのはすごく大変だった」、将来、これは、元の木村区政のときのね、二次構想のときの万世会館を造ったと。大変だったということを行っているんですね。そして、「清掃事務所も共同化したオフィスに入りますと、このビルの建て直し、同じ場所に入る権利がどのようになるかのシミュレーション、30年後か50年後の建て直しするとき、これもお示してください」と言っているんですよ。今言ったことじゃないんですよ。すばらしいと思いますよ、委員会のほうの、あの質問だけで。そして結局、私が、これ自分のだから言いますよ。「結局普通だと地方自治の観点からしたときに、普通は、権利はシンプルにしておくものなんだよね」って、そこまで言っているわけですよ。それで、「普通は懸念されるけれども、この辺をきちっと整理して委員会にも報告してください」、そして、これじゃ信義則違反じゃないですか。気がついてみたら申請しちゃっていたということだったら、その辺のところをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 多分、担当課長はその後のちょっと経緯をあまり知らないのかなということなので、私のほうからご説明させていただければと思います。

先ほど担当課長が申し上げたように、しゃれ街のこの街並み再生地区・方針を決めたことによって再開発が決まるということではもちろんありません。その後の、これは委員言われたように、再開発等促進区を定める地区計画の中のメニューを増やすという形になりますので、メニューをここの時点で増やしたと。そのメニューを活用して市街地再開発事業を行うかどうかというのはその後の協議・検討という形になってまいります。そういった意味で、そのしゃれ街でこういうものがあって、東京都に指定、何ですか、申請して、細かくこうですといった事実は確かに委員会ではなかったといったようなところなので、そこら辺はもう少し丁寧に説明するべきだったかなというふうには思っています。ただ、今言ったように、ここでそれを決定して再開発事業がこの時点で決まるとか、そういうことではございません。その後、委員会のほうにも再開発に向けた、またはその再地区の地区計画の制定に向けた説明等を随時させていただいて、令和3年に入ってから企画総務委員会でも何度かやり取りをやらせていただいております。それで清掃事務所の関係だとか、万世会館の関係だとか、そこからも陳情もたしか出てきたかなと思うんですけども、そういった資料も提供させていただきながら説明をさせていただいたと。令和3年の6月からは特別委員会、環境・まちづくり特別委員会が設定され、その中で随時説明もしてきて、そういった中で今ここの時点に到達しているというところですので、そういった経緯になったと、なってきたというか、そういう経緯をたどってきたというところでございます。

○はやお委員 いつもそういう説明の仕方なんです。再地区がならないと、違うんです、私が言っているのは、この新しい仕組みをやることによって大きな容積率の緩和ができるわけですよ。そのくくりの話をするといったときには、申請をする前に当然のごとく議会に丁寧に説明することが必要なんじゃないんですかということを行っているんですよ。後で説明したことじゃないんです。申請した後のことは、それは私もいないから知らないですよ。けども、その前のところで、いみじくも言ったから、「はやおさん、はやお委員長のときですよ」と言われたから、もうぴりぴりとしちゃうんですよ、私も。責任も。で、よく読んだら何一ついいなんて一言も言ってないし、課題だらけの話じゃないですか。

じゃあ、それをどうやってクリアして、その後、どう説明したんですか。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 どうクリアしたかといったところに関しますと、やはり先ほどご説明したとおり、再開発等促進区を定める地区計画の内容、それと市街地再開発事業の、今回、区有地も活用しながら外神田一丁目のまちづくりについて進めていくといったようなところを随時説明させていただいたといったようなところでございます。先ほども申し上げたとおり、この令和2年10月9日の企画総務委員会でのご説明、もう少し詳細にといったようなところもあったかなと思うんですけども、ここで決めたとということでは、決めたとするか、再開発事業だとか地区計画が決まったということではないので。

○はやお委員 そういうことを言っているんじゃないよ。しゃれ街に申請したことということを知っているんだよ。

○加島まちづくり担当部長 それに関しましては、その10月9日時点で、10月9日の時点でもう少し丁寧な説明も必要だったかなというふうには思っております。

○はやお委員 じゃあ、ちょっと切り口変えて確認しますよ。結局はですね、企画総務委員会に令和2年10月9日にこの報告をしたと。そして3日後に、10月12日、この決裁、区長と書いてありますが、このときのレクは誰がどういうメンバーで、どこでやったのかお答えいただきたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと担当課長はそのときいないので分からないと思いますので。

○はやお委員 でも、本来であれば、ちゃんと組織なんだから答えなくちゃいけない、課長が答えなくちゃいけないはずだろう。

○加島まちづくり担当部長 いや、えっと、レクですね、申し訳ありません、細かい資料だとか、いついつの時系列だとか、そういった記録に関してはあまり残っていませんので。

○はやお委員 えっ。

○加島まちづくり担当部長 そこら辺に関しましては、そのときの担当課長、担当部長は私ですけども、と、区長、副区長といった中でレクをしたといったようなのが事実だというふうに。

○林分科会長 3人。

○加島まちづくり担当部長 いや、担当課長、担当部長、区長、副区長、最低その4人はちゃんとその中でレクしたと。その中に担当の職員も多分いたとは思うんですけども、基本的には最低その4人はいたといったようなところでございます。

○林分科会長 えっと、ちょっとあれになってしまうんで、ま、書類はない、公文書はないと。ここの10月12日に決裁したのが、当時のまちづくり担当部長で、今も一緒だけど、それと。

○小枝委員 あ、令和2年。

○林分科会長 あ、名前を言っちゃいけないんでしょうけど、ま、いらっしゃる神田地域まちづくり担当課長と山口副区長と石川区長と4人で、で、決裁を受ける前の段階では、このしゃれ街条例というのは、レクは複数回って先ほど言われましたけど、石川区長とのレクというのはいつから始めたんですかね。

○大木神田地域まちづくり担当課長 担当者に確認したところなんですけども、この勉強

会を開催する前に中身の方向性については複数回、区長のほうにレクをして確認したという形で聞いてございます。

○林分科会長 えっと、だけど10月12日に決裁する前に、最初に石川区長に、当時の、レクをし始めたのはいつなんですか、しゃれ街条例というのがありますよというのは。1回でそんなのみ込みよく決裁できるわけがないんで。

○はやお委員 分かるの。

○大木神田地域まちづくり担当課長 すみません、担当課長。

○林分科会長 はい、担当課長。

○大木神田地域まちづくり担当課長 この2-1)の令和2年8月28日の勉強会の前で、7月とか、そんな形で区長レクをしたということになってございます。

○林分科会長 何日というのは記録にもうないんですか、複数回というのと。

○大木神田地域まちづくり担当課長 何日までちょっと記録として残っていないんですけども、当時の担当者のお話では複数回、区長レクを行ったという形で聞いてございます。

○はやお委員 私はね、いつも言っていることは止めているんじゃないんです。適正手続きちょっとやってくれということだけをずっと言っているんですね。何かといたらば、やっぱり皆が望んでいるのは、それはいいですよ。でも、やり方がいつも、何か知らないうちにふわふわとね、進んでいく。それでいつも最後言ってくるのは、説明がなかった、丁寧さが欠けた、そんな丁寧さの問題ではないんです。

で、まず一つ言いたいのは、この決裁についてなっていますけれども、区有地を使うというのは一発で分かるわけですよ。それで、このレクで確かに都市計画決定だとか再地区の問題ではないですけれども、これによって大きな問題が、普通の民間だけの問題じゃないわけですね。何でその区長レクだけで済む、済ませたのかお答えいただきたい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 我々の考え方としてなんですけれども、首脳会議で決定する議案につきましては、計画の最終的な段階で。

○はやお委員 首脳会議なんて何も言ってないよ。

○大木神田地域まちづくり担当課長 方向性を決定するものだと考えてございます。で、区長レクで、今回、街並み再生方針を報告して手続を進めたということに関しましては、先ほども部長が申し上げたとおり、今回、その手段としてこの方針を使って外神田一丁目構想の実現を図っていくというような認識で、我々としては手続として進めたというところが現状でございます。

○はやお委員 確かに手段ですけども、これによって進められるわけですよ。それで、今後のことについては、毎回同じなのは、日テレのときもおんなじなんです。だから、やっと集約してもらって、都市計画審議会にかけ前後で必ず報告せよって、そこまでやらないとやらないのかということなんですよ。僕はそういう関係ではなかったと思いますよ、議会と行政というのは。丁寧に丁寧にやって、これを我々区民代表としても説明にしくなくちゃいけないんですから。それで、もし手段ということであれば、何かといたら経営全般にかかることなんですよ。今後、何かといたら、区有財産も場合によっては、結局はこのところで返還して、結局は再開発のもの、組合のものになっていくんですから。であるならば、なぜ首脳会議にかけるという判断をしなかったのか。だからずるいんですよ。手段だとか何だとかと言っているけれども、このところについて、何でかけなかった

のか、お答えいただきたい。それはですよ、もう一度言いますけど、先ほど言うように、確かに清掃事務所だったらこの中で環境まちづくりのほうで済むかもしれないですけども、万世会館がある。場合によっては、その中にもしそれを入れることによって、大きな中で今回やる連合審査会の内容もしなくちゃいけない。そういうものというのは、もう委員会、委員のほうでも先ほどの話で指摘されているわけですよ。そんなことについて行政の人間が分からないわけない。なぜ首脳会議をかけなかったのか、お答えいただきたい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 ちょっと我々も認識してございますけども、手段の一つとして、今後、今、委員ご指摘の事項については、今後の再開発事業、例えば区有財産の取扱いについては、それで決定していくという中で、その手段の一つとして決めるといような認識で今回手続を進めたというところでございまして、これについては、最終的な再開発事業については当然、首脳会議で決めて、当然、決裁も取って決めているんですけども、この街並み再生方針については、そうした手続で進めてきたということが現状でございます。

○はやお委員 またほかの方もこの件についてあるかもしれない。私はね、これ総括送りにしていただきたいと思っているんですよ。何かと云ったらば、これは本来であれば首脳会議にかける内容なんですよ。で、こういうことをやるんだったらば、何で政経部のほうでこれについては、こういう議題じゃないのか。したら、もしかしたら、この首脳会議について形骸化されているんですよ、チェックもされないで進まるといことは。あつてはならぬことですから。そのことをずっと言って、日比谷のエリマネのときにも大きな問題になったんですから、恣意的にやっちゃ駄目なんですよ。ルールどおりやるんですよ。でも、そのことについて、悪いけれども、担当課長に言ったってしょうがないことですから、これは総括のところきちんときちっと政経部を含めて確認を取りたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○林分科会長 合意するんだっけ。

休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時53分再開

○林分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

小枝委員。

○小枝委員 令和2年のやり取りについて、関連で入らせていただきたいと思います。今日のこの分科会資料1というのが、非常に内容が、重要なところが欠けています。ちょっと運営の協力のためにも指摘をしていきたいと思います。

一つは、区に企画提案書というのが提出された日というのがありますね。それは11月6日ということです。それから、先ほどからおっしゃる区有地、区道と公共施設、重要なものが入っている。これについてどうするかという、そういう検討する場が区有地活用検討会、これが7月3日と12月24日に開催されています。当時、私、その後かもしれないんですけど、区民の方から、いろいろ、区民というのは本当にいまだに名前が分からないんですけども、答弁されていることと区有地活用で議論されていることが全然違うよという投書があったこともあって、そうなのかなと思ったんですけどね。その前に、街区のこの設定が大きく基本構想、基本構想の街区と変わる決定をした節目というのがありまして、

それは平成30年の12月なんですけれども、このときに、委員会としては都市基盤整備特別委員会というのが開かれているんですけども、11月29日にこの地権者の国交省と民間地権者、「2者」と書いてあるんですけどもね、含めた検討がされている。その後、12月5日に、以前に頂いた資料では口頭報告を外神田一丁目まちづくりについてしているんだと書いてあるんですけども、これ、議事録を見てみると、当時、外神田一丁目公共施設整備計画の報告であって、まちづくりの報告は一切していませんでした。で、12月21日に外神田1-1のこの枠から外神田1、2、3に拡大をするというようなことを決めているんですね。そして、その基本構想の改定を、その令和元年にやっていくんですけども、その7月に基本構想を一丁目1番地、2番地、3番地を入れた形で、オープンハウスという形だけで、これは説明会じゃなくてオープンハウスという形だけで基本構想の改定を決定したのが令和元年なんです。そういう流れ、一応そこら辺のところは書いてありますけれども、一番重要なのは、議会に全く重要な節目節目で知らせないという形だったんですね。今聞いていて驚いたのは、それは正副の会議にも言っていないということだとすると、本当に議会は重要な節目節目で置き去られているということが感じられるので、議会にこの重要な節目で何を言ったのかということとはちゃんと記す必要があるだろうと。私は全部、日にちを持っていますので、何なら後で来てくだされば全部お伝えすることはできます。そういうところを加えた資料として送っていただきたいということです、言わんとするところはですね。その地権者そのものも、つまり川沿いの地権者も置き去られているんですね。あの三角形のところもそうでしたけれども、大事なことは、本当はまちづくりとしてちゃんと民間主導で勉強会、話し合いをしていって、本当に秋葉原らしい再開発ということを考えて方もいるようです。だけれども、あるところから全く自分たちの目の届かないような形で流れていって、そして83%が合意だといって都市計画手続に入ったということに関しては、非常に地権者自体も結局は置き去られているということですね。議会と地権者と行政が、この節目節目の重要なところでどうしたのか。令和2年が本当に重要なポイントだと思うんですけども、その時系列をしっかりと補強した形で資料を作り直していただきたいと思います。

○林分科会長 はい。ご意見いただきました。まず、皆さんと確認したいのは、令和6年度予算とは、まあ、関連はあるけれども、直接中身、支出内容だというのはないと。調査事項というか、分科会の調査事項ののりを少し越えた形になっております。一つが、はやお委員のほうからあった、首脳会議はどうだったんだと。これは首脳会議の日程を令和2年の7月、6月、7月、8月、10月ぐらいいまで行くと、これは政策経営部のマター、所管ですし、区有地活用検討会というのも政策経営部の所管でございまして、環境まちづくり部の所管ではないので、少しのりを越えたので、ちょっと時系列を、これは委員長に申し送りすればいいのかな、やるに当たってで。別にしなくても議事整理の中でやってもらえばいいのか、総括の中で。こういう課題があったというのを含めて、環境まちづくり部だけで議論できないですし、過去の事案の点検で、令和6年度予算とは直接、関連はするけれども支出項目に入っておりませんので、総括、何ていうんだ、事項、えっ、総括。

（「総括、総括送り」と呼ぶ者あり）後で最後に確認しますけれども、総括質疑において議論することになった事項として、予算書の地域整備費の2番、地域別まちづくり推進、（1）秋葉原地域まちづくりの推進という項目でないちょっと該当しないので、ここの

ものを総括送りにする事項として確認させていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。では、あと総括でやったほうが、この場で何か。

○小枝委員 1点だけ。

○林分科会長 どうぞ。

○小枝委員 すみません。もう一点、非常に困り果てた地権者から区長宛てに意見書が出されていて、懇談して、会っているはずなんです。それも令和2年だと思うのですが、その日程、いつ、どういうというのを記録としては、先ほど進めたい企画提案書というのが令和2年11月6日と言いましたけれども、困ったなと、何とかしてください、区長ということで、駆け込みで、必死でお願いをして、非常によく聞いていただいたというふうに聞いているんですね。これはその当時の区長は、「いや、100%に近く、一人もとは言わないけれども、地権者がしっかり納得しなかったらこれは進まないことだから、大丈夫だよ」と。しかし、「議員にだけは言うなよ」と言ったというんですね。では、その日にち、非常に重要な日にちだと思うので、どこのポイントで区民からSOSが出たのかというのも非常に重要なことなので入れていただきたい。

それと、これはちょっと、まあ、困らせる話かもしれませんが、平成24年3月に退職された、その部長さんがコンサルとしてお入りになった日程、これはもしかすると区民のためによかれと思ったのかもしれませんが、その、やはり、元、今であればこういうことができない時代です、ことになっていますので、法律違反かどうかということではなくて、やっぱり行政サイドが深くこれを関与していった流れのところとして、どこからどこまで元部長のリーダーシップの下で動いてきたかということを入れていただきたい、追加をお願いします。

○林分科会長 今お話しした区長日程についても政策経営部の総務課マターですし、極めて大事なものは、はやお委員が指摘、質疑の中でやりましたように、10月19日、令和2年の、ここは100条委員会での今の副区長の坂田教育長、当時の、この証人尋問があったときの報告事案だったと。併せて7月中に区長レクが始まったというのも、7月27日に石川区長が刑事告発か、証人尋問で、虚偽の証言をしたとして7月27日に本会議で賛成多数で可決した翌日7月28日に違法な解散通知を出したというのが、あの横に、ちょっとその他の備考であるので、これも含めて、要は首脳会議が実質的にできる日程だったのかどうか、石川区長が。山口副部長も含めて。

○小枝委員 仕事だからね。（発言する者あり）

○林分科会長 これはもう総括のところではやってもらないと、まちづくり部のほうに区長日程はどうだったというのはあれだから、それも含めて、予算委員長のほうに、報告ってなるのかな、申し送りのときに添えていきます。総括質疑に入る段階で、この事項ですって私のほうで言うのかどうなのか分からないですけど、言った後で補足で言っていたければ、その議事整理になりますので、分科会の、この環境まちづくり分科会で区長日程だとか面会だとかの資料要求というのはちょっとできない。ですので——はい、はやお委員。

○はやお委員 資料作成に当たってお願いしていたとは思いますが、ここのしゃれ街の申請のときのかみだけでもいいから、どういうものを申請書にも書いてあったの

かということが、それを、（発言する者あり）えっ。（「総括のときに」と呼ぶ者あり）

○林分科会長 総括のとき。

○はやお委員 総括のときに使いたいのので、そこまでにお願いいたします。

○林分科会長 では、総括送りの確認は事項で確認しましたので、資料等々のほうは委員と予算特別委員長とちょっとやっていただければと思います。進行していいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。では、予算書の214ページ、215ページの地域整備費の調査は——ある。

岩田委員。

○岩田委員 昨日、地区の計画等の検討のところ、日テレ沿道協議会のところがちょっと入っているというふうにあって、何か時間がかかりそうだからというので今日ということになって、はい。日テレ沿道協議会のところで、この前あれですよ、そのルールに逸脱、ルールが逸脱していなければ、逸脱した場合には住民の大方の合意が必要だと。でも、それは逸脱していませんよというお話がありましたよね、たしかね。そういうお話ではあったんですが、こっちの地区計画等の検討のところを見ると、「地区におけるまちの将来像の共有と合意形成が大切です」、で、またその後も「地域との協議・調整を実施しています」となっていますよね。だから、その逸脱しているから、していないから云々というんじゃないで、これ、大事ですよと言っているじゃないですか。だったらこういうのはやるべきなんじゃないですかね。その、何か、いや、紋切り型にね、いや、これは逸脱した場合だけ地域との合意が必要です、大方の同意、合意が必要ですよとおっしゃいますけど、ここにこういうふう書いてあるじゃないですか。だったら、やっぱりそれは少なくともやるべきですよ。そこをどう考えていますかね。

○林分科会長 どなた。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 麴町地域まちづくり担当課長です。

○林分科会長 麴町地域まちづくり担当課長。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 前段ご説明いただいた部分、その逸脱に関しての考え方というのはおっしゃるとおりでして、これまで区としては都市マスとの整合ということに関しては整合しているという認識です。その予算概要の恐らく記載のところを今、岩田委員がおっしゃっていたというふうに思うんですけども、地域との合意形成、会話というところに関しては、まち協、今回、予算のところでも触れている部分ですけども、こういったところでこれまで区としては説明を行ってきております。また、都市計画手続に入って以降は説明会を開催するすとか、意見書の提出をもって様々なご意見を頂き、それに対しての区の見解を述べるといったような形で計画の概要に関してご説明をし、ご理解を賜れるように進めてきているといったところでございます。

○岩田委員 それでもなお、意見が分かれて、これだけ大騒ぎしている。もう何年も何年も大騒ぎして、マスコミにもいろいろ書き立てられて、そういう状況で、ばさっと切っちゃう感じですか。これ、「地域との協議・調整を実施しています」と書いてあるんですよ。「実施しています」って。それだけで実施していますなんてとても言えないような状況じゃないですか。実際、意見が真っ二つに分かれて、どうするんだって。今も結構もめていますよ。だったら、それをちゃんと、そういうのを協議・調整するのが区の役目じゃな

いですかね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 この後の進め方に関してはまだ明確に確定はしておりませんが、仮に地区計画の変更に関して、都市計画決定がされたということになったとしても、それをもって区がそういった調整の役割というところを下りるということは一切ございません。引き続き事業者と共に地域と会話できるような形で、区がどのようなことができるか、その調整役の役割というところに関しては、仮にその後であっても引き続き担ってまいりたいというふうに考えております。

○岩田委員 その後であって、どんどんどんどん計画だけ進められて、それで、それはもう決まりましたよ、はい、じゃ、今から説明しますよといっても、そんなの全然、意見は反映されないんじゃないですか。それで果たしてそれは協議・調整と言えるんですか。協議・調整だったら、その前にやるべきですよ。違いますかね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 地区計画の変更で定める事項というのはあくまでも大枠になってまいります。その後、細かい設計、あとは広場の使い方ですとか、これまでいろいろとご意見いただいている部分があるかなというふうに認識をしておりますが、そういったところを地域としてどのように考えていくか。それに関しては、まさしく地区計画の決定をした後、詳細について地域と一緒に考えていくべきことであるというふうに認識をしております。

○岩田委員 うーん、いつもそうなんですよね。だから決めるだけ先に決めちゃって、あとは、中身は後で決めようじゃなくて、中身をちゃんと決めて、それなら合意しましょうねというのが当たり前じゃないですか。計画だけ先に進めるために、じゃあ、賛成なのか、反対なのか、はい、じゃあ、取りあえず賛成ですね、これから中身を決めましょうなんて、そんなばかな話はないですよ。普通、中身が分かって、やっと次に進めるわけじゃないですか。あのね、ちょっと変な話だけど、お正月のお楽しみ袋、中も分からないんで買うんじゃないで、（発言する者あり）ちゃんと中身を見てから買いたいですよ。ね。そんな、（発言する者あり）これはお楽しみ袋じゃないんだから、正直。（「要らないと言っていたよね」と呼ぶ者あり）ちゃんと中身を見ないとね、それで取りあえず買っちゃいましょうじゃないですよ、これ。こんなばかな話はないですよ。前もってちゃんと中身を分かるようにしてもらわないと。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 そのどういった中身になるかということをお示しをするために、まずはその計画を決定して、その後の詳細な内容についてご議論いただくと、そういった環境を整えることが必要であるというふうに考えております。

○岩田委員 いや、違いますって。だから、先にそれを決めちゃったら、もう後戻りできないじゃないですか。後戻りするという、そういう選択肢がない状況で、取りあえずやりますよ、じゃ、後は中身でちょっとこう調整しましょうねというのはおかしいですって。行くのか戻るのか、そういう選択肢がないという状況をつくって、それからですねというのはおかしいですよという話ですよ。なのに、それが地域との協議・調整って言えるのかという話なんですよ。協議・調整だったら、そのまま進むのか戻るのか、そういうのも含めてじゃないですかという話をしているんですよ。

○林分科会長 まあ、岩田委員、要は大事なところがね、ほかのところでもあるんですけど、要は地域の定義が、岩田委員が言っている地域と課長の言っている地域のイメージも

大分ずれているような気もするんですよ。いや、だから、どこがどの母体なんですかと。普通に地域と言われると、僕みたいな古い人は町会とか、古い人たちというのが地域なのかなと思うんですけども、まあ、人口構成も変わってきたりして、で、やり取りで地域等の合意で、一応、別に肩を持つわけじゃ全くございません。地域との協議というのは沿道協議会との協議を積み重ねてきたというのがこれまでの公式的に発言されていること。で、岩田委員が言っているのは、地域というのは、いやいや違うと。それは地域の一部であって、住んでいる人口構成が変わっているんだから、もっと幅広の地域の示唆があるんじゃないですかと。そうしないと、後戻りできないことになってしまったらどうするんですかというやり取り、多分かみ合わないんで、どうしますか、これは多分、×××××××だと、もうその、×××、違う、担当課長の答弁ですと、すみません、訂正ですけど、もうこれ以上の話はなかなかできなくて、これ以上の地域って何ですかという形になってくると、名目ではきっと16条だとか、都市計画の17条で聞いた範囲ってなってくると、そうすると今度は地権者が入ってくるわけですよ。住んでいない地権者で、ここは前も僕もこの場にはないときに言った、千代田区の土地は高いから投資目的の人もいるわけですよ、リターンが返ってくるから投資するという人も入れて、じゃあ、そこまで広げていくのかという話になってくると、もうお答えしようがないんで、どうしますか、ここで。

○岩田委員 はい、じゃあ、はい。

○林分科会長 いや、いいんですよ、やっていただいても。個人的に総括でやらせてもらいたいというのだったらそれでもいいし。

○岩田委員 僕は資料要求しているの。

○林分科会長 あ、資料要求もしているの。

○岩田委員 はい。なので。

○林分科会長 じゃあ、そちらで。

○岩田委員 はい、そうですね。

○林分科会長 ただ、とはいえ、分科会の調査はちゃんとやらないといけないんで、論点だけ明確にこの場でしていただいて、これは総括だよねと、ここはこの分科会で調査すべきだよねというところまでは。

○春山委員 私も総括でやりたいんです。

○林分科会長 言ってください。春山委員。

○春山委員 分科会長。

○林分科会長 はい、春山委員。

○春山委員 1点、ちょっと確認させていただきたいんですけども、この地域の地区の検討等の地域別のまちづくり、あ、地区の検討のところ、地区の計画の検討のところ、これはここでお答えできない場合、総括に回したいんですけども、地域振興部は、この沿道協議会なり、地区の計画の検討の地域との会話のところ、どのように地域振興部が関わられているのでしょうか。沿道協議会に参加しているとか、例えば麴町地域担当課長と麴町出張所の所長は、この地区計画の検討であるとか協議会について、どのようなコミュニケーションをされているのかといった点の何か資料とか分かるものがあれば頂きたいです。

○江原地域まちづくり課長 地区の計画等の検討ということで様々な、今、日テレの沿道

協議会の、あ、日テレ通り沿道協議会の話題でございましたけれども、様々な協議会がございます。それぞれそういった部をまたがる形で地域振興部とか含めて、参加されている協議会と、日テレ通り協議会は参加されていないです。それそのものにはちょっと今入っていないので、で、そうよね。（発言する者あり）沿道協議会さんね、あ、オブザーバーとして。では、委員として、区としての立ち位置としてという形が組めていないところもあれば、あるところもあるというところなので、ちょっとそういったところにつきましては、また協議会の体制を含めて、ちょっと検討していく必要があるかなと思っています。

○春山委員 すみません、検討の前の段階の現状と過去の経緯も含めて、どこのエリアをどういうふうに関われたのかというのが一覧で分かるものをご準備いただけますでしょうか。

○林分科会長 予算委員長に言うか。

○春山委員 ちょっと大事なテーマなんです。

○林分科会長 ちょっと大きいし。

○春山委員 はい。

○林分科会長 休憩します。

午前 11 時 17 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○林分科会長 では、分科会を再開いたします。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 今、春山委員のちょっと資料の関係なんですけれども、まちづくりの関係なので、これから地区計画だとか再開発事業だとか制定していくときにはもう地域に大きな影響がありますので、その地域を所管する地域振興部のほうには情報提供をもちろん入れております。それで、協議会だとかに関してはメインで入っていただくということはないんですけれども、オブザーバーということで、その協議会の内容を聞いていただく。毎回毎回出てこられる方もいるし、全部出ない方ももちろん、その内容にもよるとは思うんですけれども、それとあと、その意見交換会だとか説明会だとかというのが、おおむね出張所関係でやっていたりすると、その中にやはり所長さんたちが、その説明者側じゃなくて、聞く側で参加していただいているというのが大体通常ですので、地域振興部とまるっきりやり取りしていないということではなくて、積極的にそこら辺は、情報提供はさせていただいて、向こうも情報収集しようという形にはなっているんですけど、じゃあ、それが明確にこうですってなっていないので、ちょっと資料として提出するのはちょっとなかなか難しいかなというところで、そこはちょっとご勘弁いただければなと思います。

○林分科会長 はい。では、今、岩田委員、春山委員から総括質疑の中でと。資料がないという部長答弁もありましたので、直接、地域振興部のほうにどういうスタンスでこの事案を職務として見ながら仕事をしているのかということの確認しなくてはいけないので、それでは、また総括送りと、総括質疑において議論することとする事項で、2の地域整備費の、これは地区計画等の検討のところですよ。ここで日本テレビというか、二番町の地区計画についてということを確認質疑において議論することとなった事項として確認させていただきますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。ありがとうございました。

では、改めて、地域整備費、予算参考書の214、215ページの調査を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。ありがとうございます。

それでは次に、目3、住宅整備費、予算書214ページから217ページについての執行機関からの説明はありますか。

○緒方住宅課長 住宅課より4事業を説明させていただきます。区の仕事のあらまし、122ページをおめぐりください。

次世代育成住宅助成を拡充いたします。これまで区内に住む親元への近居のために住み替えを行う子育て世帯や新婚世帯、子どもの誕生・成長に伴い区内に転居する子育て世帯に対して住宅助成を行ってきました。令和6年度は、安心して子育てができる環境の整備をより一歩進めるため、本助成制度を受けるための初回引っ越し費用分として10万円を助成することといたします。

続きまして、123ページ、マンション管理の適正化の推進でございます。マンション管理水準を底上げするため国の基本方針に基づくマンション管理適正化推進計画を策定し、令和5年度からマンション管理計画の認定制度を開始いたしました。

令和6年度は、引き続きマンション管理組合の支援を行うとともに、新たにマンション管理組合への支援を実施し、制度の普及に取り組みます。また、認定基準を満たさないマンション管理組合に対する助言などの体制構築や長期修繕計画の見直しなどの管理水準底上げに向けた支援策を検討いたします。

続きまして、その下の第4次住宅基本計画の策定でございます。火曜日にご報告しました千代田区住宅白書、こちらを基礎資料に、第4次住宅基本計画を策定してまいります。

続きまして、記載はしてございませんが、住宅整備に永田町駅出口接続通路整備検討といたしまして、1,729万6,000円を計上させていただきます。この事業につきましては、決算分科会ではやお委員からもご質問いただきまして、部長から「今後は部長も交渉の場に出向いて交渉を一段進める」と答弁したところでございますが、その後の交渉で、本件が永田町駅出入口の現状改善と課題解決という点で、区と東京メトロ双方にとって有益な事業であることを検証していこうという共通認識を持ちまして、メトロ社が社内で合意形成する際に検討に必要とあるとなっている調査データを示してもらいました。こちらが現状旅客流動量、将来交通量、新設出入口、新設通路の図面といったものが一般的だということで、こちらの予算を計上させていただいております。

説明は以上です。

○林分科会長 書いてない、口頭。

○緒方住宅課長 はい、口頭のみです。

○春山委員 項目はどこに入っているのか。

○林分科会長 トンネル。トンネルじゃない。

○春山委員 予算の項目は。

○緒方住宅課長 予算の項目は214ページ、3、住宅整備の12の委託費の中に入って

おりまして、ちょっと事業として、特に……

○林分科会長 ごめんなさい、予算参考書の住宅。

○春山委員 12のって、左上の。

○緒方住宅課長 すみません。（「217のほう」と呼ぶ者あり）217のほうになります。すみません。

○林分科会長 委託費。

○緒方住宅課長 で、この住宅一般事務費のほうになります。

○林分科会長 一般事務費ね。

○緒方住宅課長 あ、ごめんなさい、すみません。失礼しました、1番目の公共住宅の管理運営の（1）の住宅施設管理のこの3億3,610万円の中に入っています。すみません、失礼しました。

○春山委員 もう一回。

○緒方住宅課長 すみません。（「もう一回、事業項目で」と呼ぶ者あり）はい。事業項目、住宅整備費の215ページの1の公共住宅の管理運営の（1）の住宅施設管理のこの3億3,610万円の中に入っています。

○林分科会長 はい。

○緒方住宅課長 説明は以上でございます。

○林分科会長 はい。それでは、調査に入ります。

○はやお委員 実を言うと、戦意喪失ぐらいにちゃんと入れていただいている、金額が入っていないから、もう一度確認するんですけど、金額的にいくと、もう一度幾らなのか、調査費が幾らなのか、もう一度お願いいたします。

○緒方住宅課長 1,722万6,000円を計上させていただいております。

○林分科会長 内訳も言っちゃってください、3億の。

○緒方住宅課長 はい。内訳って、委託費ということでこの金額を積ませていただいているんですけども、内容としましては、メトロ社が一般的に社内で合意形成するために必要なデータとしまして、現状旅客流動量の調査ということと、将来交通量、新設出入口、新設通路の図面。この4番出入口のみと新設出入口ありのパターン別でのシミュレーションの設定、事項検証で、コンター図という地理情報ですとか科学データを視覚的に表現するための図があるんですけど、それを使うというのが社内の合意形成で一般的なデータだそうでございます。それでこのコンター図の作成とサービス水準の整理などで、これらに対応できる業者に見積りを依頼したところ、この規模の予算が必要であるということになりましたので計上させていただいております。

○はやお委員 非常に、私、これが計上されていなかったからね、また確認をして、きちっともう一押しなくちゃいけないかな、総括でもやらなくちゃいけないかなと思っていたんですが、非常に前向きに対応していただいているということで、きちっとそれについて評価していきたいと思います。

ということなんですけど、一つあるのが、約15億ぐらいの工事がかかりそうだと、いろいろのところなんですけど、その費用負担というのはこれからなんですけど、この辺の考え方というのは、この調査を踏まえてということだとは思いますが、どのように考えて整理、進めていこうというふうに考えているのかお答えいただければと。

○緒方住宅課長 ただいま今後のスケジュールというご質問かと受け止めてございます。まずはこちらの予算をお認めいただきまして、この地下通路の工作物が必要であるということ、メトロ社の社内でも合意を形成していただいて、お認めいただいた上で、それを今年度、まず4月から調査をして、そのデータがまとまったところで社内の合意形成をしていただいた上で、これは先ほど申しましたとおり、千代田区と東京メトロ社にとってこの現状の改善に向けた有益な事業であるということが合意形成されて協定を結ぶという段階に至りましたら、令和8年にその四番町の住宅が竣工して、今、仮住宅にお住まいの皆様が転出された以降に施工したいと考えております。

○はやお委員 まあ、そういうことでしょう。これが一つのやり方だと思って、ある程度の有用性をお互いに確認した上で、そこの中からお金のいろいろなところがあるんですけども、以前も話しましたように、これについては、ある委員のほうが、これは請願工事であるという話が出ているんですね。ここのところについて特段持ち上げるつもりはないんですけども、結局は穴を掘っちゃっているというわけじゃないんですけど、地下までなっちゃっている状態の中で、5億かけていると。一番その辺のところは、加島さんがよくご存じだと思いますけれども、そういう状況の中で、もう、ここに至っては、手続・手順はそれはきちっとやって、やるべきだと思っていますから、前回はエビデンスを基に進めてくださいと。その中で、もし有用性がなくても、どうするかということなんです。場合によっては、負担について有用性があっても、メトロのサイドが非常に経営上厳しいという話もあるんで、この辺を、たればでの確認ではないんですが、私は、個人的には、もう5億で掘っちゃっているから、もうやれと。本当は、一番最初に、一文も、一銭も出すなといって最初の頃は言っていたんですけども、でも、やっぱり、ここのところに至っては、どういう判断するかって、これはもう政治的判断も出てくると思うんですけど、この辺はどういうふうに考えているのか。

○印出井環境まちづくり部長 今、はやお委員からご指摘いただき——以前も同様のご指摘を頂いたかと思えます。この経緯については、当初、コロナ禍前については、メトロ側も一定の負担をするような方向性で協議が進んできたところ、コロナ禍の中で、急速に経営状況が悪化したというような状況の中で、それ以降、進展していなかったという経緯があるのは、これはご案内のとおりかと思えます。コロナ禍が安定した中で、協議を再開し、少し協議のレベルも、今まで課長レベルで任せていたところがあるんですけど、私も本社に出向いて、先ほど課長が答弁をしたような形で、メトロにとっての有益性を示した上で。というのは、メトロも、ご案内かもしれませんが、株式を公開、上場するというような動きもあるので、なかなか、例えば東京都と区との関係とかの中で、というようなことだけの中で交渉が行くかどうかということのも不透明な状況ですので、一定程度の、先ほど指摘ありました証拠、エビデンスを持って取り組まなければ、いずれにしてもならないだろうというふうに考えてございます。

それで、我々としては、担当、あちらの一定レベルの方との中でも、やっぱり感触としては、メトロにとっても有益性はあるだろうというような感触を得ていますので、一定程度の負担は頂くということを想定してございます。それで、まさに、たればの話で、それがメトロ側の負担がゼロだったときということについて、政治判断をするかどうかというのは、申し訳ないんですけど、今、この瞬間、私の立場では答えられないんですけど

も、ただ、そういう事態も想定しつつ、できるだけ相互に負担できるエビデンスの集約と説明に向けて、積極的に取り組んで努力してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○はやお委員 先ほど申しましたとおり、やはり、このところは、予算のところの見え方、やるんだというところを、予算数字を項目として出すべきだったと思うんですね。というのは、何かといたら、一番心配しているのは、もうみんな訴訟問題になるわけですよ。5億も掘ってしまっていて、それっ放しだと思ったら、住民監査請求、そして、住民訴訟になっちゃうわけですよ。そのときも考えて、やるんだという意思をやっぱりこの予算書に示していくということが大切だと思うんですけど、この辺については、どのように考えるか。

○印出井環境まちづくり部長 私どもも、取扱いについて、非常に迷ったところであるんですけども、手法としては、公営住宅のこの項目の中に入れて、冒頭、課長が説明したとおり、何か隠しておいたと思われないように積極的に説明する中で、ご意見、ご議論を賜ろうという形を取らせていただいたところでございます。こういう形で分科会の議事録にも載る中で、我々としては、議会とも、今後も引き続き、今後、常任委員会ということになると思いますけれども、検討、調整の協議を、協議状況によっては、なかなかご報告できないこともあるかもしれませんが、ご報告する中で、説明責任を果たしていきたいというふうに思います。

○はやお委員 いいや。もうこれ以上……

○岩田委員 関連。

○林分科会長 岩田委員。

○岩田委員 今、協議中であって、随分前から協議中でやって、一部、メトロに負担してもらいたいという話、それは前からそれも聞いているんですけど。まあ、ざっくり、この穴が完成するのに、あと、どれぐらい必要なのかなというような、そういう試算というか、そういうものはないんですか。

○林分科会長 穴というよりも、地下通路ができて、エレベーターを設置して、出入口としてできるまでのトータル金額が幾らぐらい見積りというか、想定されているんですかと。（発言する者あり）穴を掘るのは、縦穴が5億、（発言する者あり）横穴。横穴というか、トンネルですよ。と、あと、エレベーターがあるんで。

○岩田委員 スケジュール、金額が……

○林分科会長 お金とスケジュールでしょう。もう、まとめていきましょう。（発言する者多数あり）

○緒方住宅課長 恐れ入ります。まず、工程でございますけれども、先ほど申しましたように、予算、この調査費をお認めいただいて、来年、今年度も4月から調査に入り、メトロ社のほうで合意形成して、今年度中に協定のほうを結ばれると想定しまして、私どもとしましては、来年度に地盤協議ですとか、支障移設の協議も入って、設計にも入りたいと考えております。そして、令和8年に積算の契約をして、令和9年に地下の埋設の処理などに入りまして、そして、整備、地下の通路整備に入って、一応、目途としましては、令和14年に……

○林分科会長 10年後か。

○緒方住宅課長 すみません。令和14年に、そうですね。

○岩田委員 完成。

○緒方住宅課長 あ、令和8年に仮住宅が予定どおりに竣工して——すみません、四番町が竣工して、仮住宅の方がお引っ越ししていただいた後に、施工に入ったら、令和14年には完成という工程を、一応、現時点では想定しているところでございます。

あと、費用につきましては、昨年、決算分科会でご答弁申し上げた10億程度はかかるというところから、またちょっと金額の想定はしておりませんが、物価も上がっているですとか、いろいろな人が足りないとか、社会情勢もありますので、改めて、そういう積算は必要なのかなというふうには受け止め——考えております。

○林分科会長 別に、ここ、よろしいですかね。（「総括で……」と呼ぶ者あり）いや、総括じゃなくて、常任委員会のほうでも、もう少し早いターンで何か調査とかできれば、もう。

休憩を取っちゃいますか。休憩。

午前11時39分休憩

午前11時43分再開

○林分科会長 はい。では、分科会を再開いたします。

今お話にありました永田町駅と麴町仮住宅のところの地下鉄出入口バリアフリーに関しては、常任委員会のほうでも所管事務の調査の項目として改めて確認させていただきたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。では、次。（発言する者あり）あ、ここ。住宅。

○小枝委員 今の……

○林分科会長 小枝委員。

○小枝委員 押し切られちゃった後なんですけど。

すみません。同じ項目でちょっと公式に申し上げたいのは、やはりしっかりと、もういろんな過去があって、トラブルもあった、で、区民は苦しんだ。けども、先に進む話というものは、しっかりとめり張りをつけて、包み隠しもなく、明快にしていくことによって、次のトラブルを防ぐことができるので、こうしたものを明らかにしていただきたいと思いますというふうに思いますし、区民のために使うべき費用は使ったほうが良いというふうには思います。つまびらかにしてもらいたいと思います。

加えて、（発言する者あり）加えて、この後の、要するに、令和8年に四番町施設が出来上がった後に、じゃあ、この仮施設をどうするのかというのだって、地域にとっては重要な公共施設になってくる。仮施設という名目に入ったんだけど、本施設として、機能していくに当たっては、住宅として活用するのか、その部分もあり、例えば、住民のための少し居場所、スペースを一部つくるであるとか、何かやっぱりそういう未来に向けて知恵を出すという時間も必要だと思うんですね。いつもトラブルのところで、次を考えることをやめてしまうのはよくない。

加えて、この住宅、高齢者住宅だけがバリアフリーみたいになっているんですけども、全部まとめて言っちゃうと、もう今や高齢化社会、もう高齢者の割合が増えるわけだから、

あらゆる住宅が初めからバリアフリーで、かつ、高齢になっても使える仕様になっていくということも意識する必要があると思う。ちょっと、今、最後のは異質なことですけれども、ふだんから課長に申しあげていることでもあるので、まとめてご答弁いただければと。

○印出井環境まちづくり部長 地下通路については、今日、非常に建設的なご意見、ご議論いただきましたので、我々としても、今後、調査、それから、設計に移る中で、予算的にもつまびらかにしながら、今までつまびらかにしていなかったというわけじゃないんですが、より積極的に区の姿勢も見せながら進めていきたいなというふうに思っています。

麴町仮住宅の今後については、これ、今までも、様々、企画総務委員会時代からも、将来的な活用については、ご意見、ご議論を賜っていたかと思しますので、これまでの議論も踏まえながら、今後の活用については、さらに検討を深めてまいりたいというふうに思っています。

○林分科会長 はい。よろしいですか。

住宅のところ。

○春山委員 住宅全体の。

○林分科会長 住宅全体。

○春山委員 まず、ちょっと新しく拡充された項目について、先に確認させてください。

この次世代育成住宅助成のところなんですけれども、子どものことで、広い部屋に住み替えた場合、引っ越し費用の助成となっているんですけれども、これ、どのように判断しているのかが1点。

前回は質問させていただいたんですけれども、何人かの方から、共働きで千代田区で一じゃないと、共働きじゃないと、なかなか生活、子育てもできない。働かれている方々が世帯収入が多いために、3人目の子どもができて、区外に引っ越さざるを得なくなったというケースを複数聞いているんですけれども、この辺は、今回の予算の中で検討されたのでしょうか。

この2点を教えてください。

○緒方住宅課長 まず、1点目の判断についてでございます。こちらが、この書きぶりが、子どもの成長等により、より広い住宅に住み替える際などとすべきだったかなと反省しているんですけれども、この親元近居、親元のほうに行く場合と、あと、子どもの成長、もう一人生まれたので、もう1部屋欲しいということで、より広い部屋に引っ越しされるという、その契約書ですとか、そういった資料を見せていただいて、助成を決定しているという手順をさせていただきます。

2点目の所得の枠の拡充についても、ご質問いただいております。まず、こちらの制度なんですけれども、中堅所得者層向けの行政施策としまして、この次世代育成住宅助成と区民住宅という、この二つが中堅所得者層の住宅施策なんですけれども、このときに、中堅所得者層というのを、URなんかの特公債の中堅所得者層を持ってきますと、五百数十万ぐらいになってしまって、とても千代田区でそのレベルの方が中堅とはなかなか範囲が狭くなるということで、当時の研究資料も本当にひっくり返しましたが、様々に税率だとか、いろんな統計を見て、千代田区における中堅所得者層というのはどのゾーンかということで、研究を重ねて、現状の金額が区民住宅の所得対象と次世代育成住宅助成の対

象ということでやってきていまして、実は、近隣の区などは、中堅所得者層の住宅は五百数十万のところもあったりして、千代田区はある程度広めに1,000万と取っているという自負が正直あったんです。

ですけれども、この間、春山委員からご質問いただきまして、改めて研究してみたところ、特公賃の住宅もあったんですけれども、中央区さんなどで、特公賃以外で1,440万まで広げている住宅があたりですとか、新宿区でも、子育て住宅でやっぱり1,200万まで広げているところがあたりして、ちょっとこの中堅所得者層というのの考え方をいま一度改めなければいけないというのは、先日のご指摘以降、研究しているところでございますけれども、ちょっと申し上げたとおり、区民住宅の所得者層とか、いろいろ跳ねる部分がありますので、今回の6年度にはすぐに対応できなかったところは申し訳ございませんが、本当にご指摘を賜ったところで、ちょっと井の中のカワズだったなというか、これでやっている感を持っていたのを反省しているところで、今、改めて研究しているところでございますので、もうしばらくお時間を頂戴しますので、よろしく願いいたします。

○春山委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

続いてなんですけれども、先日もご質問させていただいた千代田区の開発事業に係る住環境整備推進制度というのは、この予算の項目の中でどこに該当するんでしょうか。

○緒方住宅課長 すみません。住環境整備については、指導、助言で、協定に結びつけているので、歳出には特に反映しませんで、あえて言いましたら、この歳入の寄附金になります。124ページ—あ、ごめんなさい。125ページで、歳入の部分で、これくらい、歳入予定で1,000円だけでちょっと、今、科目存置で挙げているんですけれども、この予算書で出てくるとしましたら、ここの部分のみというところでございます。

○春山委員 ということは、この科目は歳入のところに当たるとということなんですけれども、この1から10の中では、住環境というのは、住宅整備の中で、どのような業務をされているのか、どういう扱いになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○緒方住宅課長 事務事業概要、お手元でございますでしょうか。

○春山委員 はい。

○緒方住宅課長 242ページ。この12番というところで、開発事業に係る住環境整備推進制度というところで、ご説明させていただいているというところでございます。

○春山委員 なるほど。

何を申し上げたいのかというと、住環境、千代田区は、集合住宅が9割住んでいる中で、この住環境施策というのがすごく薄いというか、住環境政策というのが取られていないなというふうに思っています。もう何十年もいろんなところで住環境の必要性であるとか、昨日申し上げたんですけれども、この浅見教授を中心に、住環境から見た都市緑地の経済価値であるとか、住環境政策をどうしていくべきかというのがいろんなところで議論されています。比較的、戸建て住宅の多い基礎自治体では、戸建て住宅の周りの住環境をどう考えるかというので、住環境評価というのを行って、緑の連続性がどのくらいあるのかとか、例えば、生け垣に助成をして、塀を造らないようなまちづくりをするとか、建物以外の政策というのを打ち出している基礎自治体も結構あるんですけれども、千代田区の中で、この住環境施策というのがちょっと見当たらないなというふうに思っています。この辺り、どういうふうに考えられているのかと。

先ほどの地区の計画等の検討の中で、集合住宅開発がすごく進んでいる番町エリアのところの地区の地区計画策定されたのが平成17年から20年にかけてだったと思うんですけども、そこは、高さ50メートルと60メートルにしていくということでも、明らかに集合住宅開発が起きてくるというふうに予測できたのではないかと思うんですけども、そのときの開発のときの住環境をどうしていくかという視点は、議論されてきたんでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 今、この開発事業に係る住環境整備推進制度から、住環境の向上全般についての取組という趣旨のご質問を頂いたのかなというふうに思っています。

住環境の向上ということは、我々も、都市計画マスタープランの検討の際にも、非常にオールマイティーな取組、いわゆる総合的、横断的、多面的な取組ということなので、この住宅課所管の事業の中では、住環境整備の協議の中で、緑とか公園、遊び場とか、子育てとか、防災とか、敷地内で住環境の向上に資する貢献をしていただくということを主としつつ、ただ、敷地状況とか、開発の内容によっては、そういった貢献ができないものについて、開発協力金を頂くとというような制度になってございます。かつては、住宅をとにかく造ると。住宅を造れなかったら、開発協力金だったわけですけども、制度を見直して住環境のということになってございます。まさに、今の課題は、そこで頂いた開発協力金をどういうふうに――まさに、いみじくも、歳出事業はどれですかというご質問いただきましたけども、使っていくかということについては、現状の中で、この事業の枠組みの中では、歳出事業に向けた取組というのは、まだ十分検討されていないというところがございます。

一方で、住環境全般というのは、先ほどマスタープランも挙げましたけれども、緑施策や総合設計の運用、それこそ、都市計画の運用、道路公園の整備とか、今、ウォークブルとか、そういった我々の部、様々な取組の中で、総合的に対応していくと。そういう課題意識は持っているところでございます。マスタープランの構成の中でも、そういった視点でのテーマの設定もしているところです。ただ、すみません、マスタープランというのは、なかなか常時見るものではございませんので、そういう観点から、我々としても、建築計画に関する窓口が景観であったり、建築紛争であったり、様々あるんですけども、横断的に連携する必要があるんだろうなというふうに思っていますので、今後の課題として受け止めさせていただきたいと思います。

○春山委員 ぜひ、これだけ集合住宅集積地である千代田区というところだからこそできる住環境施策というのを、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

昨日もお話したように、近隣の公共施設、公園よりも実は隣の緑のほうが経済価値が上がるという研究結果が出て、外部経済性が隣との敷地の関係性というのはすごく重要になってきていて、現状であると、総合設計制度であっても、塀が二つ並んでいく、塀が増えていくというまちの状況の中、しっかりと地区ルールみたいなものも含めて、住環境施策に取り組んでいただきたいなと思います。

○印出井環境まちづくり部長 まさに、我々、住宅や緑施策にとどまらず、都市づくり部門も、部全体を挙げて、そういった個々の開発がしっかり相乗効果を上げる、開発の中でとどまるんじゃなくて、利他的な開発が結果として自らの敷地の価値も上げるということ

が言われて、春山委員おっしゃったとおりですので、そういった視点に立った指導、協議、様々な制度の中で留意して取り組んでまいりたいというふうに思います。

○小枝委員 関連。

○林分科会長 いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 今のお話、大変重要だと思っていて、今のは、環境整備のお話から行ったんですね。だから、開発事業に係る、要するに、開発協力金の話。緑、民間の緑というのが、この制度を使うことによって、削られてしまう場面がありまして、例えば、駿河台なんかで、高台にマンションができたわけなんですけども、そこに3者共有の土地があって、3者共有の土地にたくさんの緑が所有されていて、1人が高齢になって、もう緑から落ちる葉っぱが嫌だというので、これを機会に、ちよくるを、これと関連でいうと、ちよくるを置くことになったので、そここのところ、崖地までみんな切っちゃおうというふうになったんですね。そのときに議員さんも動いてくれたり、大学も動いてくれたりして、今は何とか保存されたんだけど、何が言いたいかという、そうした費用を、ほかの区だと、何というか、行政が持ってくれるようなこともあるんですね。千代田区には、そういう制度がなくて、この開発協力金でストックされたものを、住環境の心地よさを担保するためにということを考えるのであれば、補正予算のときも、域外貢献の項目がないという話もありましたけれども、もう少し、この制度をいじっていく必要があるんじゃないか。住環境にとって、心地よいものは何なのか。昨日の渋谷のカフェの話もありましたけれども、あんまり広げるとあれですけども。

それは、今、住宅基本計画をこれからつくるということになっている中に、開発協力金の使い方についても、項目を再検討する余地があるのかどうか。もしそうであれば、ここで議論をしなくても、今現在、令和7年から実施しようとしている新たな住宅基本計画の中で、開発協力金の住環境整備推進制度の中身を再検討していくことによって、もっといいものになると思うんですけども、そこはどうですか。

○緒方住宅課長 すみません。第4次住宅基本計画へ向けてのご質問かと受け止めてございます。

まず、策定に向けての方向性としましては、火曜日の住宅白書作成のときにご報告しましたとおり、基本的には、第3次住宅基本計画の流れをそのまま継承しながら、課題を九つほど掲げましたけれども、主にこの課題を中心に議論しながら、様々な学経の方ですとか、不動産協会の方、子育ての関係の方、様々な方に入っていて、議論はしていく予定でございますので、今言った、ご指摘いただいたことも宿題として受け止めて、様々な議論の中で、そういったことも踏まえて、これは、私のほうでこういう宿題を議員から頂いていることも踏まえて、ちょっと、こういった形になるかは今即答できないところですけれども、何かそういった視点も議論の中に入れていけるような検討はしたいと受け止めてございます。

○小枝委員 一緒なんですね。住宅基本計画を議論することと、開発協力金、住まいの快適性をどう上げていくのかということも議論することは、一緒のことなので、そこは区民目線で、いろいろな多様な視点があると思うんですね。多様な視点は、議会の中も、以前に比べると、かなり多様になっていると思うので、そこでも議論をする。そして、学者の

方たちとも議論する。そうすることで、5万人を切った人口を増やそうとして、開発協力金をつくったけれども、今は生活の暮らしの質を上げていくんだということで、方向転換を大きくしたわけですね。その方向転換の中身については、もう一つ、再検討が必要じゃないかというのは思います。

それで、ぜひ、そこは、補正予算の中でも、何人かの議員から言われた域外貢献のことも位置づけていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、それも、いかがですか。要綱なんで、本当は別に部長、課長がそうだねと言えば、今日でもなるんだけれども、そうでもないんでしょうから、そこは議論の中に入ってくるんですか。

○印出井環境まちづくり部長 まず、現行制度の運用についての基本的な姿勢というのを確認させていただきたいんですけども、基本は、敷地の中で、住環境の整備向上にかかる貢献をするというのが基本になってきます。ただ、それについて、春山委員からご指摘いただきましたけど、それぞれの事業者が言うメニューをこなしていけば、それでクリアするというような形の指導、協議ではなくて、もう少し、隣近所や地域全体を見た貢献のメニューとか、連携の在り方があるんじゃないかというご指摘を頂きましたので、それを基本としながら、そういった視点も入れながら、制度を運用する必要があるだろうと。緑だったら、量的にこれだけこなせばいいんじゃないじゃなくて、隣とかを見て、どういった配置でということまで、制度の限界はありますけども、そこが一つと。そういった中で対応できないものについて、開発協力金ということになってございます。

ですので、先ほど科目存置の1,000円という形になりましたが、やはり、我々としては、その額というのがかつての附置義務、住宅附置義務のときと比べると、かなりプロジェクトの起こりによって異なってくる。安定的な財源になるかどうかは、ちょっと今の段階では非常に不透明であるということでございます。この制度をもって、なかなか域外貢献というような形の運用というのは、正直難しいところ、現状では難しいかなというふうに思っています。開発金の大宗を占める、かつての附置義務に代わる開発協力金というのは、次世代、先ほどご質問ありました次世代育成支援などに使っていて、これまでは、どちらかという、定住人口の確保ということだったんですけど、これからは、先ほど春山委員からありましたように、また、課長から答弁しましたように、例えば、所得水準を上げて、まさに住宅の面から居住の継続、子育て層の居住の継続を図るとかという、そういう考え方があるんですけども、新制度における開発協力金については、ボリューム感も含めて、なかなか域外で使うということは想定していません。

ただ、先ほどもご質問があったように、この使い方、新制度における使い方については、課長からもありましたように、住宅基本計画改定の中で検討していくということになるかなというふうに思います。

○小枝委員 はい、分かりました。

域外の話は、ここでどうこうできる話じゃないという、今、ここでという話ではないと思うんですけども。見聞きする話では、よかれと思ってつくっている制度が、番町エリアなんかでは、例えば、ちよくるの置場をつくった。これが、建築紛争になっちゃったりするんですね。何でこんなところにこんなものと。そのときに、調整したり、マネジメントする力というのは、まだ行政の側にはなくて、いや、もう制度なんだということ。その辺が、結局は、あれ、今日はいないのかな、建築指導課、建築紛争担当。（「います。い

ます」と呼ぶ者あり）いますね。そこで受けたんでは、もうマネジメントってできないんですよね、戦いになっちゃうから。そうじゃなくて、やっぱり、何がこのエリアにとっていいのかというのを調整していく力も必要だし、また、メニューのここに、テーブルにちゃんとそれを項目を出し切って再点検するという想像力を、私も持たなきゃいけないし、もう要綱そのものを見る機会って、ほとんどないので、それもまた確認していく必要があるだろうなと。

歴史保存が6番だという話がこの間出ていましたけど、そういうのも、メニューをもう一回見直したときに、何が、今、住まいとして快適かということ、失うもののほうが多く見えてしまって、非常に、快適性は、その辺はほかの区にちょっと負けている部分があるかなという感じがするので、ぜひ、協議をまた別の機会でお願いしたいと思います。

いいです。答弁、いいです。

○林分科会長 えっ、いいの。いいですか。

○小枝委員 もう、聞いたからいい。

○林分科会長 はい。よろしいですか。

ほかに、住宅整備費で、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。それでは、住宅整備費の調査を終了します。

続いて、昨日、ちょっと触れましたけど、建築事務費について、何か補足あれば。

○桜井委員 関連。

○林分科会長 はい。桜井委員。

○桜井委員 昨日の目で、もう既に終了している目だったんですけども、すみません、ご配慮いただいて、ありがとうございます。2番目の建築審査会、217ページの建築審査会について聞きたいと思います。

予算が144万円ということで、今回計上されているところです。この建築審査会については、もうご案内のとおりでございます。新しい建物を建てるときに、建築基準法に合致しているかどうかという審査をするというものですよね。区と民間もこの申請を受け付けることができるということに今なっていますよね。途中から、そういう形に今なっているわけなんですけども、この144万円という金額を見たときに、こんな少なくていいのかなと実は思って、それで、ちょっと聞きたいと思って、今、話をしています。

この区と民間の申請数、合計数と、それと、そのうちの区の申請数を教えていただけますか。

○武建築指導課長 ここに書かれた審査会というところは、こちらに係る事項としては、総合設計の許可とか、限られた案件……

○桜井委員 あ、そうなの。

○武建築指導課長 あとは、道路上にバスの上屋とか、そういったものを審査会に求めることを、基準法に書かれた特定のことでございますので、こういった形で、年に何回も開かれることではなくて、必要に応じて開かれる会ということで、こういった金額がございます。

○桜井委員 すみません。私の理解がちょっと足りなかったようで。そうすると、先ほど私がお話しした建物を建てるときに、建築基準法に合致しているかどうかという審査を受けるわけですよね。

○武建築指導課長 はい。

○桜井委員 それはどこに出てるの。

○武建築指導課長 建築の、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。建築の確認申請。事務事業概要ですと、140ページがございます。

○桜井委員 予算書のどの項目で。

○武建築指導課長 あ、予算書。予算書で、この5番の建築行政一般事務費。

○桜井委員 ああ、よかった、よかった。じゃあ、同じ目なわけね。

○武建築指導課長 はい。こちらに……

○桜井委員 ああ、よかった。もっと前だったら困ったなと思ったんですけど。よかった。

それでは、分かりました。5番の建築行政の一般事務費の中に、2,400万の中に入っているということですよ。

そうすると、今、区と民間の申請数、実際、千代田区に建物を造るときに申請をするときに、区に申請するときと、あと、民間に申請する場合もあるわけでしょう。

○武建築指導課長 はい。

○桜井委員 それが区への申請というものが、今、どんな状況なのか、増えているのか、減っているのか。最初は、区だけだったわけですけど、それが民間もいいよという、そういう話になってきているわけでしょう。

○武建築指導課長 はい。

○桜井委員 そこら辺のところの申請数の推移だとか、そこら辺をちょっと知りたいんです。

○武建築指導課長 事務事業概要でございますが、140ページでございます。

○桜井委員 事務事業概要。

○武建築指導課長 はい。事務事業概要140ページに、真ん中のところに建築確認の受付ということで、これは、140ページの真ん中のところがございます、確認。これが区に出された建築の確認ということで、これは区ということで、民間ベースはこの9倍、大体、区に出されるものが1割、民間に出されるものが約9割ぐらいあるということです。この9倍が、大体、約、民間に出されている数ということでございます。

○桜井委員 ああ、そうなんだ。

○武建築指導課長 あと、都の案件は、また1万を超えるものは、都の案件ということで別になっております。

○桜井委員 そうですね。

そこまで離れているというふうに僕も思わなかったんですけど。申請数を見ると、そのうちの1割が区のほうに出されていると。区に出す場合と民間に出す場合とで、何か違うことってあるんですか。申請者にとって違うことって、何かありますか。

○武建築指導課長 まず、計画通知、千代田区が建てる建物とか、あとは、都とか、宮内庁、そこは特定行政庁、区の建築主事に出すものということで、そこは限定されているということがございます。

○桜井委員 区しか受け付けられないということ。

○武建築指導課長 あ、はい。公共団体等は区しか、確認というか、計画通知という形で限定されています。一方、民間は、どちらも選べるということでございますので、そうい

った面では、民間は、どちらかといえば、民間のほうが多いということで。あと、（発言する者あり）お金は、民間のほうがやや高い、ちょっと調べたことはないんですが、高いということも聞いたことがございます。手数料条例で確認の申請料は決まっていますので、一般の23区では、大体、同等の金額で設定されている状況です。

○桜井委員 民間、民間というふうに言っているんですけど、そういう窓口が一つ、民間の方が区以外のところで申請をする窓口がある、団体としてあるということによろしいんですか。そこではもうお金がもう決まっていると。この金額で、区よりは少し高いけど、こういう金額でできますよという、そういう仕切りになっているんでしょうか。

○武建築指導課長 金額につきましては、指定確認機関ごとに決めることができますので、あと、確認機関はそれぞれ都道府県をまたぐ場合は、国に指定の認可とか、そういうことを頂いて、都内であれば、都から頂くとか、そういったことで、指定確認機関は、地域をまたがってできるというメリットもございます。

○桜井委員 なるほどね。

何を聞きたいかということ、よく新しい建物を造ろうとするときに、造ろうという話が最初にあった時点から、ご相談を頂くことって、結構あるんですね。説明会を聞いたときには、もう既に確認申請が下りていますとか、そういう話もよく聞きます。今のお話だと、民間の場合に、どこが審査をするというか、チェックをするのかというところが、今のご説明だと、ちょっといま一つ見えないんですね。区の場合は区のほうでやるから、いろいろな係があって、そこのところでやるから、それは分かるんだけど、民間の場合には、きちっとしたそういう民間の機関があって、そこがちゃんと見ているんですよという、ジャッジしているんですよということが分かるようなものというのがあるんですか。

○武建築指導課長 認定、民間の確認機関につきましては、一定程度の建築の主事がいたりとか、そういう国のほうで指定されるものですので、ちゃんとした組織がないとできないということですので、そういったところも、区のほうにちゃんと通知が来ますので、それをもって民間に出たとか、そういったことを確認しているという状況でございます。

○桜井委員 そうすると、民間の方も、いろいろと申請を出された内容というのは、最終的には区のほうに行く。区のほうに、内容は、民間のところに申請された結果も書類として行くと。区のほうで直接的に判こは押さないけども、どういう状態かということは、区のほうで把握ができるということによろしいんですか。

○武建築指導課長 全ての図面ではございませんが、概要という形で、区に届いていますので、ちゃんと出されて建築されたかと、そういったことは確認できるという状況でございます。

○桜井委員 それと、1万平米以上は東京都のところでのジャッジになりますよね。東京都のほうでも、民間か、東京都かということで選ぶことというのができるんですか。

○武建築指導課長 民間であっても、どちらも選べるということでございます。

○桜井委員 ああ、そうなんだ。

すみません。いろいろ細かく聞いて申し訳ないです。要は、あんまり、この中身というのは私も詳しくないので、申請を民間にしたほうが建築確認が下りやすいんじゃないだろうかとか、比較的簡単にそういう事業に入りやすいんじゃないかといったような、そういうようなことを言われる方も中にはいるんですね。きちっとした正確なというか、きちっ

としたそういう審査が担保されるんですよということがきちっとできていれば、それは構わないんだけど、ただ、先ほどお話のように、区で申請を受け付けている9倍が民間のほうに行っていると。これ、民間のほうというのは、これからも増えていくという、そういうあれになっているんですか、状況になっているんですかね。

○武建築指導課長 民間のほうも、なかなか人材不足ということもございまして、比率は大体同じぐらいで推移すると思われるということ——私の感じですと、1割ぐらいが区で、ほかは民間という感じだと捉えております。

○桜井委員 状況はよく分かりました。そういう状況の中で、もう少し私は区のほうの申請数というものが多くて、そんなに、民間のほうが多いたらうなと思いつつも、9倍だというような、そこまで離れているとは思わなかったんですよ。であれば、当然、民間に出したほうがよりメリットがあるというふうに、その結果が、こういう形に出てきているんじゃないかと思うんです。そういう中で、建築確認申請というのはとても大切なものですから、もちろん民間のほうの申請の審査が区のほうと違って、申請しやすいとか、そういうようなことが、合格しやすいとか、そういったようなことがあるわけじゃないだろうけども、やはり結果として、こういう数値になっているというのは、やっぱり、それなりの何かがあるのかなと疑っちゃいますよね。

何を言いたいかという、区の審査については、もうきちっとやっていただいているということは、それは、私はそのように思っておりますけども、民間との中で、そういう憶測で言うわけにはいきませんが、区と、区のところになんかそういう申請の結果が来るといってもございまして、そういう審査が同じように、区にしても、民間にしても、そう変わらない、料金も、だって、安いと言うんでしょ、少し区のほうがね。そういうことの判断をしていただけるようなものであったほうがいいんじゃないかなと、ちょっとなかなか言いづらい話なので、こういう言い方になっちゃうんですけども。しっかりとした建築審査の対応というか、を民間であっても、区であっても、しっかりとした対応をしていただきたいということに対して、区としての考え、こういうことでやっていますというところをお示しいただけますか。

○加島まちづくり担当部長 先ほどのちょっと話に遡りますと、区のほうは建築主事という資格がないと審査できないという形で、私も、武課長も。民間は、建築基準適合判定員という人がいないと、そこの認定が取れないと。建築主事と同じ資格と考えていただいて。そういった資格がないと、確認申請機関というんですか、そこにできないと、認定はしてもらえないという形になっております。もちろん確認なので、建築基準法に合っているかどうかということなんです。合っていれば、確認しなければいけないというのがこの建築基準法の中で、先ほど言われた許可に関しては、建築審査会だとか、そこにお伺いを立てて、これは許可していいですよというのがそういった形です。確認審査員、今言ったように、基準法に照らし合わせてどうかと。基準法の読み方もいろいろと解釈というのがなかなか難しい部分があるので、全国主事会議だとか、国交省の通知だとか、いろんなものが出ております。その中で、区も、民間の確認検査機関も、そういうものを捉えて、どう判断するのかというのを日々やっていると。曖昧な部分だとかということも出てくる可能性があるんですね。それは行政のほうに、区のほうに必ず聞くと。その曖昧なところを曖昧なまま確認をするということは、これは一切ございません。

民間に流れている一つ、これがメインということではないと思うんですけど、早いんですね、確認が下りるのが。なぜ早いかというと、事前に調整をしてくれているという形です。区の場合は、明確には、ちゃんと申請を出してから、事前の打合せもあるんですけど、そんなに頻繁にやりませんので、民間の確認検査機関は事前の打合せを頻繁にやってくれるみたいなんです。出すと、結構、下りる期間が短いというところもあるので、自分たちの事業のスケジュールだとかというのが立てやすいのかなと。そういったところで、国も、民間の確認検査機関をつくろうとなったので、こういった流れの中で、そっちに移ってきたということは、一つの方策がかなったといった形なのかなというふうに思っています。

民間だから甘くするだとか、そういうことはもう一切ございませんので、基準法に照らし合わせてオーケーであれば、逆に、先ほど、しつこいんですけども、確認を下ろさなきゃいけないといったようなところですので、そういった仕組みになっているというところでございます。

○桜井委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○林分科会長 はい。それでは、建築事務費の調査を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。それでは、もう一つだけ、目5の住宅建設費の調査に入ります。

説明は。

○緒方住宅課長 ないです。

○林分科会長 はい。委員の方、何か。

○はやお委員 これ、予算の全体のところで確認したんですけども、四番町の公共施設のところになります。88ページの事務事業——ごめんなさい、予算概要になると思いますが、ここのところで何を確認したいかということ、まず、工事費の内訳をお答えいただきたいと思います。そして、また、増額になる1,545万6,000円の主な増額理由、増額内訳をお願いいたします。

○緒方住宅課長 ただいま、四番町の公共施設設備の増額になる予算の部分について、ご質問いただいたところでございます。

こちら、まず、私どもで予算を要求したものは、施設経営課に執行委任するものでございます。それで、こちらの増額につきましては、インフレスライドですとか、あとは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策ですとか、あと、施工方法の変更、地下解体工法の変更、アスベスト処理、くい・山留工法の変更、施工地盤面の変更等で計上しているところなんです。

○林分科会長 じゃあ、午後からにする。

○緒方住宅課長 これ、全体の話です。

○林分科会長 全体。住宅……

○緒方住宅課長 の部分の……

○林分科会長 建設費の増額分の内訳。

○はやお委員 4億3,300万のところの増額。

○林分科会長 休憩。

午後0時27分休憩

午後0時28分再開

○林分科会長 では、分科会を再開いたします。

はやお委員。

○はやお委員 結局、これ、全体の予算の会議のときも話しましたように、ここのところの管工事というのが関わっているはずで。それで、管工事というのがどこの業者だったのか。そして、まあ、まず、ここのところ。

○緒方住宅課長 申し訳ございません。ちょっと私ども予算計上したものをそのまま施設経営課に執行委任しますので……

○はやお委員 分からない。

○緒方住宅課長 ちょっと把握してございません。申し訳ございません。

○はやお委員 しょうがないね。

○林分科会長 まあ、ここで確認するのは、スケジュールは大丈夫かぐらいですかね。

○はやお委員 そうですね。

○林分科会長 スケジュールは大丈夫なんですかね、予定どおり。

○緒方住宅課長 現時点では、令和8年の8月の……

○林分科会長 住宅課長。

○緒方住宅課長 すみません。現時点では、令和8年の8月というふうに聞いてございます。

○林分科会長 はい。ここの項目は、ちょっとこの分科会の調査では……

○はやお委員 できないね。

○林分科会長 中身については苦しいということ。かといって、総括送りするのもなんです。

○はやお委員 だから、総括……

○林分科会長 部分で、子ども部ですよ、主たる所管が。そちらのほうで……

○はやお委員 分かりました。

○林分科会長 ええ。確認していただければと思います。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。それでは、これで、都市整備費の調査を終了します。

休憩します。

午後0時29分休憩

午後1時30分再開

○林分科会長 分科会を再開いたします。

欠席届が出ております。小枝委員、体調不良のため、欠席いたします。

それでは、午前中に引き続きまして、項3、道路公園費の調査に入ります。

目1、道路橋梁総務費、予算書218ページから219ページ。執行機関から説明はありますか。

○神原道路公園課長 特にございません。

○林分科会長 はい。それでは、調査に入ります。

ない。道路です。（「道路」と呼ぶ者あり）道路。（「維持費」と呼ぶ者あり）だって、

土木、施設維持って、これじゃないですか。（発言する者あり）ここだよ。道路、土木施設じゃないの。岩田さんのやるところ、道路一般とか。（発言する者あり）

○春山委員 これですよ。

○林分科会長 ええ。

○岩田委員 警察……

○林分科会長 じゃあ、まず、春山委員。

○春山委員 3番の地籍図の作成について、お伺いします。

これ、予算額が令和4年、2,900万円余、令和5年、2,800万円余、今年度、1,400万と下がってきているんですが、この理由についてと予算の内訳について。3点目が、これ、進捗率14.8%と令和5年の事務事業概要にはなっているんですが、この辺りの進捗率が低いにもかかわらず、予算が減っているところについて、お伺いしたい。お答えください。

○林分科会長 事務事業概要が29ページですね。

○印出井環境まちづくり総務課長 地籍図というのは――あ、ごめんなさい。地籍図は、ご案内のとおり、土地の戸籍と呼ばれるもので、土地の所有者、面積、地目、地番、境界を明らかにするものがございますけれども、これについては、千代田区の中では、官民の境界があるわけですよ。その中で、千代田区では、道路と民の境界について、地籍調査を進めているところでございます。それで、実際の調査の運営に当たりましては、その前段の準備と現地の測量というような形で、複数年で一定の地域に取り組んでいくということになってございまして、今年度については、実際にまちに入っていくというような、測量とか、立会いも含めて、まちに入っていくというような年になってございます。ですので、予算としては、大方がいわゆる委託料ということになっておりまして、先行調査、官民境界の先行調査ということで、おおよそ委託料で1,100万円余というような形になってございます。それら委託料を合わせると、委託料、その他の委託料、公共基準点の保存管理という経常業務も合わせると、委託料でおおよそ1,500万円余ということで、ほぼほぼこの予算の内容が委託料ということになっておりまして、先ほど申し上げたとおり、予算が前年に比べて変動することというのは、実際にまちに入るのか、それから、前段として調査をするのかというようなことによる相違ということになってございます。

○春山委員 この調査という内容について、もう少し詳しく教えていただきたいのと、道路と民地の境界の官民境界の先行調査を先行している理由というか、背景についても、改めて確認させてください。

○印出井環境まちづくり総務課長 進め方としましては、まず、そういった道路と民地との、言ってみれば、街区の四隅みたいなイメージですけれども、境界を決めると。そういう作業をしますよということについて、事前に調査をするフェーズと現場に入るフェーズと、先ほど申し上げたとおり。その後、官と民の道路と民地の境界であっても、かなり敷地所有権者の方にとっては、実態と、例えば、構図等が異なっているとか、そういった状況もある中で、場合によっては、敷地面積が減るということもございますので、その辺、本制度の趣旨、これは春山委員ご案内だと思いますけれども、要は、災害復旧するときに、官民境界が決まっていないと、その後の新たな復興、建物の建築ですとか、そういったものに非常に遅れが出ると。阪神・淡路とか東日本大震災とか、そういう事例がありました

ので、いわゆる事前復興の一つの取組の中として、そういった地籍を決めて、官民境界を
すると。

さらに、ご指摘ありました民民境界については、これ、本来であれば、そういったところ
も含めて進めるところでございますけれども、民民も含めてやりますと、これ、もう相
当な時間がかかってしまうということで、特に、都心部、我々、千代田区としては、まず
は、官民境界をもって進めていくと。そういうような形で、今、計画的に進めてございま
す。

そういった中でも、やはり、なかなか進捗率は上がらず、このペースでいくと、千代田
区全域でやるには100年ぐらいかかってしまうというような状況もございます。ただ、
東京都も挙げて、やっぱり災害時の事前復興と、それから、やはり、今後、特に木密地域
なんかについては、千代田区にはありませんけれども、木密地域なんかについては、今後
の機能更新に向けた取組を進める上でも、非常に重要なデータのインフラとして進めてい
くというようなものであると理解しております。

○春山委員 ご答弁にもありましたように、事前復興という意味でも、地籍調査って、す
ごい大事だと思います。この14.8%、都心部はどこも低いんですけれども、できるだ
け進捗していけるような方策を考えていただきたいなと思います。

この地籍調査なんですけど、この地籍、境界が確定できないことによるトラブルみたいな
ものは、千代田区ではどのように把握されて、どこの所管なのでしょうか。

○印出井環境まちづくり総務課長 経常業務として、地籍調査以外の経常業務としても、
境界確定ということをしてございますが、そういった我々が境界確定の証明を出す場合と
いうのは、新たに建物を建てるときに、関係者が立ち会ってということなので、そういう
状況の中で、我々が立ち会うものについては、スムーズ、ある程度時間がかかるのもあり
ますけど、スムーズでございます。ですので、ただ、一方で、境界確定の中で紛争がある
ものについては、その部分について、我々が何かこの業務の中で介入——介入というか、
調整をするということにはございませんので、その辺りは民民同士の中で調整していただく
ということになるかなと思っています。

○春山委員 ということの民民のところのいろんな状況というのは、区では把握されて
いないという認識でよろしいでしょうか。

千代田区内のことではないんですけど、隣の新宿でも、港でも、様々なケースを見てき
たんですけども、特に高齢者でご主人が先に亡くなられて、相続をしなきゃいけないと
きとかに境界確定ができなくて、6割ぐらいで急いで手放さなきゃいけないというような
高齢者の女性を何度も見てきていて、この地籍確定の問題というのは結構いろんな問題
をはらんでいるなというふうには思っているので、そういった意味で、千代田区としても、
区だけで解決できる問題ではないのかもしれないんですが、この地籍確定というのをもう
ちょっと真剣に見ていただきたいなと思います。

○印出井環境まちづくり総務課長 現実には、地籍の調査を進める上での難しさというのは、
先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。また、これにかかるコストや人件費も非常
に大きいと、我々担当している職員も。そういった中で、先ほど申し上げましたとおり、
このままのペースでいくと、100年かかると。そういうことを捉まえると、この調査に
ついて、様々な見方があるんだろうなと思います。今の見方でいうと、果たして、これ、

何ですかね、効果があるのかと、このまま遅々と進めていても。ただ、一方で、春山委員ご指摘のように、この調査の重要性というのは非常に大きい。先ほど震災の話をしましたけども、千代田区の中では、なかなかそういう事例があるのかどうか、ご指摘のような独居の所有者だけで境界確定ができないというような状況も想定できないことではないと思いますけれども、公益の観点からは、やはり復旧の迅速化、都市基盤の早期復興ということができるだけ地域の皆さんにご理解いただけるように、地域に入っているところでございます。

ただ、正直言って、なかなか、やっぱり災害があってみないと、すごくそれに対するリアリティーは感じないということで、私も担当、かつて、前にこの課長をやっていたんですけど、担当課長をやっているときに、災害の復興という目的に対しての理解が非常に難しい状況にあると思いましたので、その辺りの説明の仕方ですとか、あるいは、他の都心部で何か実績のある自治体における説明や進め方などを参考にして、重要なものとして進めていきたいと。まちづくりのインフラでもありますので、そういう観点も含めて、進めていきたいというふうに考えています。

○林分科会長 これ、家屋調査士がやるやつとは別。（発言する者多数あり）土地家屋の。じゃあ、予算をかけて、人ですかね。よろしい。（発言する者あり）はやお委員。

○はやお委員 ちょっと、今、これ、委託料で払っているよという話だったと思うんですけども、調査と何々という話なんですけど、普通に考えると、平準化して時間もかかるにしても、例えば、この事務事業概要の29ページには、令和4年は2,900万、まあまあ、3,000万弱、それで、令和5年が2,800万ということで、今年はぐんと減って、400万ショートということなんですけど、ちょっと今説明を受けながらも、分かりにくかった。普通、業務委託をしているのであれば、平準化して、2,800から700のところまで推移するのかなと思ったけど、もう一度、そのところが、何で、逆に言うと、400のショートになったのかということをご説明いただきたいと思う。

○印出井環境まちづくり総務課長 先ほど申し上げましたとおり、各年スパンで事前調査と現場という作業に相違があるというようなことと。

○はやお委員 だよな。

○印出井環境まちづくり総務課長 あと、もう一つ、まちに入る単位ですね。じゃあ、等積とか、そういう形じゃなくて、やっぱり地域に説明する関係がありますので、町丁単位とか、そういった形で入るので、対象面積の相違とか、あと、もう一つは、やはり敷地が細分化されているエリアだと、少し時間とか労力がかかるとか、そういったこともあるので、調査のほうに、少し経費の出っ張り、引っ込みがあるということだと認識しています。

○林分科会長 はい。休憩します。

午後1時44分休憩

午後1時48分再開

○林分科会長 分科会を再開します。

まちづくり総務課長。

○印出井環境まちづくり総務課長 すみません。ちょっと、先ほどの春山委員に対する質問を、ちょっと誤解してございました。

令和5年度が地域に入るフェーズで、令和6年度が先行して次の地域の図面を作っていくという年度であったと。その作業の違いによって、若干の経費の違いがありますよということが一つと。あと、もう一つについては、2011年、東日本大震災によって、座標にずれが出たと。その補正の作業を2011年以降してきたんですけども、令和5年度でそれが終了して、その金額がおおむね1,300万円ということになってございますので、その減要素ということでございます。失礼いたしました。

○林分科会長 はやお委員。

○はやお委員 業務委託ということなので、お金で解決できるものであれば、この辺のところの進捗率を上げていくということも考えられると思うんですけども、この辺のところは、なかなか難しいということの先ほどの答弁もありましたけど、現状、どうなっているのか、その辺をお答えいただきたい。

○印出井環境まちづくり総務課長 確かに業務委託の委託料を増やすということの中で、作業の可能性を広げるということはできますけれども、それに対して、職員が、これ、土地の権利関係にも及び調査でございますので、地域に出て説明すると、併せて、そこも含めて、委託業者に全てを委ねることは難しいので、そういった中で職員が対応するというところで、マンパワーの問題、さらには、具体的に調査に入ったときには、個別に、やっぱり対象の地権者さんとの調整の中で、委託業者に任せられない部分ができてきますので、その辺の部分も含めてマンパワーが必要と。

それから、もう一つ、そうすると、莫大な経費とマンパワーをかけることについて、先ほど春山委員に対しても答弁いたしましたけども、震災事前復興というものの価値をどう評価するかということで、我々、財政当局も含めて、その事業の効果に対する経費のバランスということとこの地籍図というもののデータ化の便益というんですかね、その辺についても、全庁的な判断もあるのかなというふうに思っております。

その辺りもあって、単に委託料を増やすことで解決できるかということについては、なかなか難しい要素もあるというふうに認識しております。

○林分科会長 よろしいですかね。

春山委員。

○春山委員 ちょっとごめんなさい。勉強不足な点もあるので、間違いだったらあれなんですけれども。この地籍確定は、今、今年度確定したものは、半永続的にその地積でよいんですけど、それとも、10年単位だったんですけど。

○印出井環境まちづくり総務課長 一旦確定したものは、何か事情の変更等がない限り、そこで確定するというふうに認識しています。

○春山委員 はい。

○林分科会長 はい。もうありがとうございました。大変地道な努力で、大切なんで、マンパワー不足でしたら、こういうところに、ぜひ、人を充てていただいて、いずれやらなくてはいけないことでしたら、来年度に向けて、よろしく願います。

ありますか。

○岩田委員 確認を。

○林分科会長 確認。

どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 すみません。確認をしたいんですが、昨日、ちょっと細かいところはここじゃないよ、先のほうだよというふうに言われた遮熱舗装のところは、次の道路維持費でいいんですかね。

○神原道路公園課長 新設改良費。

○岩田委員 えっ。

○神原道路公園課長 道路新設改良費。3。

○岩田委員 3。

○神原道路公園課長 次のページ。

○岩田委員 次のページ。

○林分科会長 220ページ、221ページのところに。いいですかね。

○岩田委員 の、目の……

○神原道路公園課長 目の道路新設改良費。

○林分科会長 だから、220ページ。

○岩田委員 ああ。分かりました。ありがとうございます。

○林分科会長 いいですか。

○岩田委員 はい。

○林分科会長 それでは、道路橋梁総務費の調査を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。ありがとうございます。

続きまして、目2、道路維持費。218ページから219ページについて、執行機関から説明は。

○神原道路公園課長 8の街路灯のLED化でございます。予算案の概要116ページになっております。

区が管理する街路灯のうち、ナトリウム灯など、約5,000基を令和12年度までの7か年でLED化により省エネ化を図るものでございます。

説明は以上です。

○林分科会長 はい。それでは、調査に入ります。

○桜井委員 今ご説明いただいたLED化について、教えてください。

ナトリウム、LED化の前には、ナトリウムの電灯に切り替えたときに、戦後の、空襲を、戦争のときを思い出すというような、そんなような話もありましたよね。でも、それを切り替えたということで、今回、LED化ということで、電力があんまりかからない、地球温暖化だとか、環境にもいいということで、こういう形になったんだと思うんですけども、ここに書いてある1億5,800万というのは、1年間の予算金額ということでよろしいですか。

○神原道路公園課長 1か年の予算でございます。

○桜井委員 そうすると、7年間で5,000基ですから、5,000基で割ると15万ぐらいかな、1基当たりが。そんなもんですかね、取り替えるのに。

○林分科会長 トータル金額と1基当たりの単価を出してください。

○神原道路公園課長 はい。まず、1か年目ということで、今回交換する基数というのは、少なめに見積もってございます。7か年でトータルで25億円の支出を考えてございます。

1基当たりにいたしますと、街路灯によっても、柱のタイプでそのまま独立で立っているものと、電信柱にくっついているものと、タイプが違うんですけども。

○桜井委員 ありますね。

○神原道路公園課長 平均しますと、1基当たり50万程度の費用がかかるというふうに見積もって……

○桜井委員 1基当たり幾ら。

○神原道路公園課長 50万円程度かかるというふうに見積もっております。

○桜井委員 50万。そんなにかかるんだ。

そうすると、ナトリウム電球からLEDに変えるということで、1基50万かかるということなんですけど、当然、それよりもメリットのある、電気代が少なく済むとか、様々な省エネだとかということのメリットというのがあると思うんですけど、これに切り替える理由、理由、今言った電気代がこれだけ安くなるんですよとか、エネルギーがあまりかからない、こういう省エネ効果があって、そのために切り替えるんですよとか、当然、そこら辺は理由としてあるんだと思うんですけど、教えていただけますか。

○神原道路公園課長 はい。まず、この最大の目的といたしましては、地球温暖化の第5次の実行計画の中で、区有施設のゼロカーボンというのをうたっております。それを2030年までに達成したいということで、この取組を行うものでございます。その効果といたしましては、7年目で、今対象となっている5,000灯の街路灯を全てLED化することによりまして、現在のCO₂の排出量等を比較しますと、60%の削減ができるというふうに見積もっております。また、電気料につきましても、現在の料金体系でございますが、それが7か年後、約3,600円余のコスト削減につながるものというふうにご考えてございます。

○桜井委員 3,600。

○神原道路公園課長 あ、3,600万円。失礼いたしました。

○桜井委員 3,600万。安心しました。3,600円じゃどうかと思ったけどね。（発言する者あり）

ということで、LEDに切り替えるということで、結構な話だと思います。街路灯を取り替えるときに、いつも思うんですけど、ちょうど周辺区との区境だとか、道路というのはつながっているから、1本の道路で、途中、千代田区から新宿区に行く場合も、台東区に行く場合もあるでしょう。そういうときに、来街者の方というのは、どこからどこまでが新宿区で、千代田区でって、そんなことを気にしていませんよね、あんまり。やはりまち並みというか、まちをきれいにつくっていくという上においては、できれば、双方で協議をする中で、一体的にそこところが整備できる。LED化するというのは、ほかの区にとっても、当然、大きな課題の一つになっているでしょうし、まち並みというか、連続する、そういうまち並みをどういうふうにつくっていくかということも大切なことは認識されていると思うんですけど、そういうようなことというのは、今回、こういう千代田区でLED化の整備をするということが決まった段階で、ほかの区との協議だとか、調整だとか、そういったものというのはあるんでしょうか。

○神原道路公園課長 はい。この事業を進めるに当たって、特段、そういった近隣区の調整が必要かといえば、必要ではないです。

○桜井委員 もちろんそうだろうけどね。

○神原道路公園課長 はい。今ご指摘いただいたように、まち並みの連続性というところ
でいっていきますと、色合いが変わってしまうといったようなことも考えられますので、
そういった区境に対して、千代田区のほうで整備を行う際には、その辺も気をつけて、調
整、協議するような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○桜井委員 はい。結構です。

○林分科会長 はい。

ほか、LED。LEDはほかにありますか。LED。

○岩田委員 たまに、街灯の上のところにソーラーパネルがついているやつあるじゃない
ですか。これはソーラーパネルとかはつけないんですか。

○神原道路公園課長 区内の街路灯でソーラーがついているところというのは、もうほぼ
ほぼ限定されているかな、有楽町のところぐらいかなというふうに、私、認識しておるん
ですけれども。そうですね。すみません、区道に限ってでございますが、今回についても、
そういったソーラーをつけるようなことは考えていないです。

○岩田委員 もちろん経費もかかるんですけども、その経費をかけても、ソーラーパネル
をつけた場合だと、CO₂とか、電気代とか、どれぐらい費用対効果というのがあるのか
なというのを考えたりとかしましたか。

○神原道路公園課長 街路灯ですので、やはり365日つかないといけないというところ
で、当然、ソーラーだけに頼るわけにはいかないので、併用して電気も必要ですし、あと、
バッテリーがどうしても必要になってくるんですね。そこに大きな経費がかかってまいり
ますので、ちょっと我々としては検討はしておりません。

○林分科会長 検討した結果って、そんな感じですよ。はい。LED。

はやお委員。

○はやお委員 このところについて、いろいろLEDにも色があると思うんですけど
も、どういう色をつける。何かというと、さっき、ナトリウム灯については、非常に赤く
てということで、色によってのいろいろ道路のイメージだとか、犯罪の多さのというの
があるんで、この辺は、どのように検討されているのか。

○神原道路公園課長 既にLED化されているところもございますが、白色灯といいます
か、今こちらにありますような（発言する者あり）色にはなるかというふうに存じます。

○林分科会長 変えられるんですか、色は、途中で。

○はやお委員 電球……。それのが柔らかい。

○神原道路公園課長 電球によって、色が暖色系のようなものもLEDでもあるというふ
うに聞いております。（発言する者あり）

○林分科会長 変えればしなくて、最初だったら、もうそのまんま。

はやお委員。

○はやお委員 正直、私はちょっと柔らかい、そういう何というんですかね、電球色のほ
うが好きなんですけど、ここは、よく先ほど桜井委員がおっしゃるように、広域的に物事
を考えることの必要性があるから、例えば、中央区だとか台東区だとかのそういうものに
合わせながら……

○林分科会長 新宿区、港区。

○はやお委員 新宿区にも合わせながら検討していただくということと。

それと、先ほど非常に重要なことが、やはり7か年で25億も財源を投入するというところで、そして、また3,600万円の削減効果があるという話、これを踏まえたときに、あえて、例えば、温暖化だとか、ちょっとどこに計上するものなのか分からないですけども、そちらの環境の関係のほうの、何というんですか、僕らが言う会計学のこと、財務会計と管理会計とあるんですけど、把握する上で、じゃあ、ここのところ、属性をつけておいて、実は、ここは温暖化のところの金額も計上というかつづけでやる必要もあるのかなと思うんだけど、その辺の考えというのは、どういうふう考えているのか。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。環境政策課長がいないものですから。

○林分科会長 環境政策課……

○印出井環境まちづくり部長 先ほど道路公園課長からありましたように、第6次実行計画……

○はやお委員 に入っているよね。

○印出井環境まちづくり部長 事業者としての立場でカーボンニュートラルに取り組むという計画がございますけれども、その中に位置づけておりますので、その進行管理の中で、一つの執行状況の進捗度として、予算の状況などについても把握をしてまいりたいというふうに考えております。

○林分科会長 いや、ちょっとそうなると、この予算の概要の37ページから38ページに基本構想との関係があって、ここで、（発言する者あり）うん、第4次基本構想のね。ここで、「良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています」というところに記載されているカテゴリーになっているんですよ。

○はやお委員 そうなんだよ。そう書いてある。

○林分科会長 だから、そこの整合性が、今の、担当課長がいないの、部としてちゃんと整理されているんですかね、第4次基本構想と予算の。

○はやお委員 次はそこを言おうと。

○林分科会長 あ、ごめんなさいね。

○はやお委員 いいの、いいの。結局はここに帰着する話だから。

○林分科会長 どうぞ、部長。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。環境関係の計画は様々あって、体系化されているんですけども、38ページにあるように、街路灯のLED化ということについては、先ほど分科会長からありましたように、良好な環境が次世代にという、めざすべき将来像の中の取組の一つとして掲げられていて、関連する主な分野別計画として、先ほど実行計画と申し上げましたが、実行計画はこの温暖化対策地域推進計画のまた下にひもづく。孫計画になりますが、実行計画として、千代田区役所として、事業者として取り組む計画として位置づけているところでございます。

それから、環境政策として、これは環境対策基金を充当する事業として位置づけているというところがございますので、その辺りも含めて、予算的な、環境面での重要な主要な事業として位置づけられているというように認識をしております。

○はやお委員 はい。

○林分科会長 いいですか。

○はやお委員 いや、もういいです。分科会長が言ってくれた。

○林分科会長 それで、また書き方なんですけれども、7か年で25億ですよ。例えば116ページに、令和7年度、令和8年度の見込額とあるんですけども、このところに、7か年計画で全部トータル25億円かかります。そのうちのこれですよと、冒頭の37ページ、38ページのところのLED、38ページになるのか、5,000基を全部変えるには25億円かかりますよと。それも7年かかりますよと。単価はこれぐらいですよと記載していただくと、毎年度の予算と、「もっと足りないんじゃないの、増やせない」ですよと、「増額したら」とか、「急ぎ過ぎじゃない」とかというのが僕らのところで判断の材料になるんですけど、この書き込み方の工夫ってやっぱり難しいんですかね。第3次基本構想、計画のときのかっちりとした分野別計画の主立った指標が、基本計画に全部掲載されているんで、僕らはそれを、基本計画を見て、毎年度の予算のこの比較で、足りている、少ないという話をしたんですけど、やっぱりこの4次構想になると難しいんですかね、書き込み方。複数年度予算とか中期展望というのは。

○印出井環境まちづくり部長 昨日も同様な、耐震の関係でご指摘がございました。そこで、加島部長のほうからも、政策経営部と、ということが、協議ということがありました。私も少し先走りしてご答弁してしまったんですけども、やっぱり指標の中には、定量的に示されるものと、そうではないものがあったりするところもありまして、なかなか、今、分科会長がご指摘したとおり、難しい面があるというふうに聞いています。ただ、本委員会で賜った意見については、政策経営部と今後について情報共有させていただきたいというふうに認識しております。

○林分科会長 ぜひお願いして、もう要は誰も悪い話ではなくて、完成形が決まっている。耐震化も100%にしないではいけない。LEDも区内の電灯全部、5,000灯をしないではいけないと、決まったものぐらいについては、総額と、これまでの経費、来年度でいくとこれぐらいかかって、今まで25億円のうちこれぐらいかかって、残りこの金額があるうちのこの金額だということを分かるような形で、説明の中ですればいいやという感じなのか、文字のところで分かるような形があれば、多分そっちのほうが効率的にうまく議論も進むと思いますので、調整をよろしくお願いいたします。

では、LEDのところはそんなところで。

そのほか。

○春山委員 3番目の緑地帯及び緑道等の維持について伺います。一つ目は、予算額が令和4年、5年、6年と上がっています。令和4年が3億900万円余、令和5年が3億5,400万円余、本年度が3億6,600万、3年続けて上がっているんですが、この背景について伺えますか。

○林分科会長 どなた。

○神原道路公園課長 私です。

○林分科会長 休憩を取りますか。大丈夫。

○神原道路公園課長 まず、4年度から5年度に上がった一番の理由といたしましては、今まで緑地帯管理ということで、全区、区内一つといいますか、の事業でやってはおったんですけども、それをちょっと緑道を、千鳥ヶ淵緑道のほうをもう少し力を入れていこうということで、事業を抜き出して、緑道に予算をつけて、その分が上がっているという

ところでございます。

あと、今年度上がった一番の理由といたしましては、やはり人件費が上がってございまして、ほかの清掃業務とかもそうなんですけれども、その関係で労務費の増という部分が大きいかというふうに考えております。

○林分科会長 春山委員。

○春山委員 この緑地帯なり緑道は、区で生活する人たちにとって、来街者も含めてなんですけれども、すごい大事な空間だと思います。予算額もすごく大きいというように、維持管理も大変だと思うんですけども、この緑地帯及び緑道の、何だ、委託先の事業者と、もし複数者あるのであれば、その内訳。で、その事業者が、何年、いつから契約しているのか。教えてください。

○林分科会長 すぐ出ますか。

○神原道路公園課長 すぐはちょっと。

○林分科会長 ちょっと、じゃあ、休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時23分再開

○林分科会長 では、分科会を再開いたします。

先ほど春山委員のいろんな業者のところは、ちょっと資料の作成にお時間がかかるようですので、その点を踏まえて、最後に。

どうぞ、春山委員。

○春山委員 この全体の予算額もとても大きいので、その管理している箇所のマップも含めて、資料を頂ければと思います。

続いてお伺いさせていただきたいんですけども、この都市の緑地、緑道のデザインというのが、すごく都市の風格というか、まちの景観においてはとても大事な要素になってくると思うんですけども、このようなデザインガイドラインみたいなものは策定されているんでしょうか。もしくはそれがアップデートを随時されて、時代感も合わせてアップデートされているんでしょうか。それと、都道なり国道とのデザインの関連性はどのように整合性を取られているんでしょうか。

○神原道路公園課長 区内の緑全般といたしましては、緑の基本計画というのがございますが、そういったデザイン的なマニュアルといったものはございません。

あと、国道と都道との連携というところで言いますと、全区的なものはありませんが、皇居周辺というところで、そういった整備の協議会をつくりまして、統一したデザインを使っているところでございます。また、北の丸公園周辺の検討をしているときに、その辺のつながりといったようなご指摘もございまして、我々としてはちょっと課題認識を持っているといったところでございます。

○春山委員 デザインガイドラインみたいなものがないというご説明だったんですけども、ぜひ、これからの時代に合わせた緑地、緑道のデザインというのを検討していただきたいと思います。

それと街路樹、ちょっと神田にかからないようにお話ししたいと思いますが、街路樹の在り方というのも、デザインも含めて、いろんな新しい先例事例みたいなのもあるので、ぜひその辺を研究していただいて、レインガーデンとの連携であったりとか緑の在り方と

いうのを、ぜひ千代田区として考えていただきたいなと思います。

○神原道路公園課長 今、様々ご指摘いただいたところでございます。非常に予算がかかっているというようなところも、当然、刈り込みですとか清掃とかをやっていかなければいけない、規模も大きいところで、こういった予算を計上させていただきたいというところでございますが、それを、より地域の皆さん、あるいは来街者の皆さんに楽しんでいただけるような取組も必要かなというふうに考えておりますので、課題として受け止めさせていただきたいと存じます。

○林分科会長 はい。ほかに、緑地帯及び緑道等維持についての。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 それでは、資料提供のほうも含めまして、こちらのほうも、常任委員会のほうで、また所管事務調査の項目として確認させていただきます。緑地帯及び緑道等維持ということです。

ほかに、道路維持費について何かございますかなし。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。では、調査を終了します。

次に、目3、道路新設改良費、予算書の220ページから221ページ。説明はございますか。

○神原道路公園課長 新設改良費でございます。まず初めに、1のバリアフリー歩行空間の整備、予算案の概要124ページでございます。引き続き、多町大通りや二七通りの電線類の地中化、神田駅ガード下や清洲橋通り等の歩道の設置、拡幅整備を進めてまいります。

次に、3の自転車通行環境整備、同じく予算案の概要124ページでございます。神田警察通りにおいて、Ⅱ期区間の工事及び次期以降の設計を実施してまいります。

また、昨日、岩田委員のほうから遮熱性舗装に関するお問い合わせがございました。この中で、遮熱性舗装を実施する路線といたしましては、清洲橋通り、神田警察通りといったものを次年度予定してございます。

説明は以上です。

○林分科会長 はい。それでは調査に入ります。

○岩田委員 清洲橋通りと神田警察通り、遮熱舗装ということですね。それぞれ距離は何メートルなのか、面積はどれぐらいなのか、どこからどこで、何年に一度ぐらいその舗装をして、幾らかかるのか。つまり、遮熱性舗装の耐用年数、そういうのを教えてください。

○神原道路公園課長 すみません。延長については（発言する者あり）大変失礼いたしました。まず、警察通りからが、施工延長については254メートル、施工面積については1,443平米でございます。よろしいですか。

続きまして、清洲橋通りにつきましては、延長が280メートル、施工面積が1,647平米。起点、終点については、予算案の概要の126ページ、127ページのほうに予定箇所図がついておりますので、そこをご確認いただけたらと思います。

また、耐用年数につきましては、これは一般論でございますが、今私どもが聞いているのが10年というようなことは聞いてございます。

○林分科会長 バリアフリー歩行空間のところの予算。違う。遮熱性はどこの。

○神原道路公園課長 それぞれでございますので、すみません、歩道の設置、拡幅……

○林分科会長 拡幅の。（2）番のところ。

○神原道路公園課長 そうです。（2）ですね。あと3番の自転車道というところです。

○林分科会長 どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 それは、何だ、清洲橋の1,647平米、神田警察通りの1,443平米は、それぞれ10年に一度、幾らなのか。

○神原道路公園課長 まだ10年後に施工するかというのを決めてはございませんが、今回の経費の見込みといたしましては、清洲橋通りが1,850万円余、あと神田警察通りにつきましては1,530万円余となっております。

○岩田委員 ふーん。それも、ちょっと検証をしていないと言うんですけども、大きな木があって、それで、何だ、遮熱性舗装って結局は温度を下げるというのが目的ですよ。ですよ。だったら、例えば木をそのまま切らないで置いておいて、どれくらい10年かかるのかなというのはすごい知りたいんですよ。10年、今のその木をそのまま、もしもですよ、あくまで、いろいろパーキングがどうのこうのとか、何か整備しなきゃならないという話もありますけども、もしも10年だったら、この街路樹のところって、それぞれ1,850万とか1,530万とかかかるのかなとか、いう資料ってありますか。ない。

○神原道路公園課長 現地で実際に夏の間の調査といったものは行ってございませんが、実際に効果があるかどうかというところは、現地で施工したものを、試供体、コアという言い方をしていますが、それをちゃんと試験場のほうに持ってきまして、検査をいたしまして、やはり一般のアスファルトの部分とその遮熱性をやったところというのは、10度ぐらいの差が出るということは、効果測定のほうは各現場のほうで工事竣工時には行っていますので、一定の効果があるのかなというふうには考えているところでございます。

○岩田委員 それはもちろん、それはなかったらやらないと思いますけども、10度といっても、跳ね返っちゃうわけですね。だから、道路の表面温度は10度下がるんですけど、それって熱を跳ね返すわけですよ、これ。それが何か、話によると、例えばランニングしている人とかの何か目の辺りとか、何か目の辺りだか体だったかで、それが跳ね返って、何かあんまり涼しくないというか、そんなような話もちょっと聞いたんですよ。

で、何だ、今10度下がると。表面が10度下がるって言いましたけど、木陰だったらもっと下がるんですよ。だから、あれですよ、整備する云々の話は置いておいてですよ、ただそれだけを、温度が下がる、幾らかかって温度が下がるというその話だけを言った場合という、どうなんですかね、金額的に。10度表面が下がるのと、陰ができて涼しくなるというのと。それで、しかも10年に一度やらなきゃならない。それぞれこれを合わせると、3,300万とか3,400万とか、かかるわけじゃないですか。

それと、木をそのまま、植えたままにして、10年間、何だ、枝をちょっと切ったりとか、そういう金額なんかと比べたらどうなんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず1点、反射のお話がありましたけど、反射板と同じで、光の入った方向に戻っていくので。

○岩田委員 光の入った方向。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。反射じゃなくて、ですから、よく車で走って光って見えるのと同じで、光った方向に戻る。

○岩田委員 うんうん。こう来たら、こうでしょ。

○須貝基盤整備計画担当課長 という反射じゃなくて、プリズム反射といって。

○岩田委員 こう来るの。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうです。

○岩田委員 戻る。

○須貝基盤整備計画担当課長 そう聞いております。なので、ですから、乱反射するのではなくて、入ってきた方向に戻るというところでございます。

○岩田委員 いや、ちょっと分からなかったんですけど、普通、入射角と反射角とあるじゃないですか。昔やったのをちょっと思い出したんですが、入射角と反射角と。光が入ってきた角度と、その同じ角度で跳ね返るんですよ。元に戻るんですか。

○桜井委員 そうじゃないんだって。

○須貝基盤整備計画担当課長 鏡と違う。

○岩田委員 でも、道路って、その光に対して直角じゃないじゃないですか。須貝さん、須貝さん。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○岩田委員 あ、名前を言ってすみません。

○林分科会長 多分、光と熱の両方なんでしょう。熱の話をしている。

○岩田委員 はい。だから、その光、道路って平らになっていて、太陽がこう、真上から来るわけじゃなくて、斜めから来たら、それはその斜めの光に対して直角じゃないじゃないですか、道路って。ですよ。だからそのまま返るのかなというのが、ちょっと不思議なんですけど、今の説明が。

○林分科会長 大丈夫。ちょっと休憩を取りますか。休憩を取って整理したほうが次へ行きそうな気が。休憩します。

午後2時36分休憩

午後2時40分再開

○林分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 何か今のお話では、何かプリズムみたいなのが何か樹脂があって、光が入ってきたそのまま、入ってきた相手のほうに向いていくから大丈夫なんだという話で、ちょっと僕はにわかにはちょっと理解はできないんですけども。

それはだから、何というんですか、その遮熱性舗装自体の、何ですかね、費用対効果のことをやっぱり言いたいんですよ。だから、そんなにこの三千何百万で、それぐらいの距離で、どれぐらいの効果があるのというと、何か街路樹そのままのほうが何か安上がりなんじゃないのかなと、まあそれだけです。だから、整備云々の話は全く置いておいてですよ。今後どこを遮熱性舗装をするのか分からないけども、だったら、だって、車のところじゃないですか。車のところは、それは熱くなっていっているのは、それは分かるんですけど、やっぱり歩行者がやっぱり一番暑いのは大変じゃないですか。そりゃ地球温暖化にしてみたら、車道とかそういうところの地表温度が上がってというのも分かるんですけども、三千何百万、それだけの距離だけですよね。で、やっぱり10年に一度変えなきゃいけない。毎回お金がかかるというのを考えたら、そういう街路樹とかの自然に頼ったほ

うが、何か費用対効果としてもいいんじゃないのかなと思っちゃうんです。

例えばそれ、じゃあ、千代田区の区道を全部やろうっていったら、すごい金額になっちゃうじゃないですか。というふうに思っちゃうんですが、そこはどうなんでしょうかね。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。環境政策課長がいないものですから。

ヒートアイランド対策、今、パブリックコメントが終わって、年度内に策定を目指していますけれども、やはりヒートアイランド現象、先ほど申し上げましたが、地球温暖化の影響が都市において郊外より顕著だというその理由の一つが、地表面の温度が上がっているということで、その中で、一つの重要な要素が、アスファルトなどにより路面が高熱になるということで、その温度を下げるということで、全体的にヒートアイランド現象を緩和するということについては、様々、国の暑さ対策マニュアルとかも含めて出ているところがございます、国道、都道も押しなべて、方向としては遮熱性舗装をしていくと。区内では、皇居前の日比谷通りですとか、そういったことで推進していくと。

一方で、歩道につきましては、車道は面積が広いので、非常に遮熱性の効果があるということと、歩道につきましては、透水性舗装というような形で、水を保ちながらヒートアイランド現象を緩和し、街路樹についても、先般も議論がありましたけど、我々もヒートアイランド対策の中で、効果がないということは言ってごさいませんので、それらも三位一体の中で総合的に進めると。神田警察通りも、従来から申し上げているとおり、今回、街路樹も本数を増やししながら、緑地の面積も増やすというような形で総合的に対応してまいります。

それから費用対効果の面については、単にヒートアイランド対策だけではなくて、自転車走行、それからバリアフリー、歩道拡幅ということも含めて、総合的に判断する必要があると認識しております。

○岩田委員 今回の総合的に判断というのは、バリアフリーとか自転車道とかって、それは遮熱舗装とは関係があるんですか。

○林分科会長 今やり取りで、一つ、仮にですよ、仮にイチョウの木が岩田さんのご希望どおり残ったとしても、遮熱塗装は標準化してやるんですよ。これは都心区では全部やるんで、遮熱塗装はやる。国も都も区道もやると。ここはもう別儀。あとは。

○岩田委員 ふむ。

○林分科会長 そうですよ、やっていく方向性は間違いはないんですよ。遮熱性塗装の。だから、遮熱塗装がいい、悪いというよりも、やるというのが前提の上で、その上で、ちょっとお願いできれば。

岩田委員。

○岩田委員 すみません、分科会長。それで、遮熱性舗装以外に、何かほかに案はないのかなと。僕、前に言ったのは、何か多分お金がかかるよというふうに言っていたんですけど、ちょっと知らない方もいらっしゃると思うので、何だ、雪国なんかで道路にパイプがあって、そこに穴が空いていて、水が出るのがあるじゃないですか。融雪路というんですけど。何かあるじゃないですか。あれって、雪が降ったら雪が降ったで、そこから水が出る。でもそれが本当はメインなんだけど、それを暑さ対策とかにできないのかなと言ったら、何かやっぱりお金もかかるし、みたいな話だったんですけど、じゃあ、それって幾らぐらいになるのかという検証はされましたか。

○神原道路公園課長 検証のほうはしてございません。

○岩田委員 「しています」。

○神原道路公園課長 していません。

○岩田委員 「ません」。してください。幾らぐらいするのか。やっぱりそれ、効果はどれぐらいあるのかというのをやっぱり知りたいです、そこは。

○林分科会長 あれって、道路特定財源で国のほうでやるんじゃないの、雪国のほうで。違うの。各自治体が全部やっているのかな。

○神原道路公園課長 すみません。ちょっとそういった雪が多い地域で、どういった仕組みの中でそういうことをやっているのかというのは存じ上げてございませんが、少なくともこの都心で、国道、都道を含めて、そういった場所があるというふうな認識はございません。道路の構造については、道路構造令で厳格に規定がございますので、その中での可能性があるのかどうかというのも我々はちょっと承知してございませんので、まずはそこから調べていきたいなというふうに思います。

○岩田委員 僕、これは今言ったわけじゃなくて、以前の予算決算で言ったわけですよ。だったらやっぱり、どういう、構造令だのなんだのとか、あとは幾らぐらいかかるのか、そういうのもやっぱり検証していただかないと、僕が今初めて言ったみたいになっちゃうじゃないですか。そしたら僕、また何年か後に、あれってどうなりましたかと言ったら、いや、そういうのは承知しておりません。これから検証するなりなんなりしようと思えますなんて言ったら、またその先になっちゃうじゃないですか。なので、今後何かそういうのを、検証するだけでもしていただきたいんですよ。

○神原道路公園課長 ご指摘があったということは承知してございますが、すみません、道路公園管理者としては、ちょっとその必要性といったものに対してあまり認識していないといったところでございましたので、今回改めまして受け止めさせていただきたいと思えます。

○岩田委員 じゃあ、最後で。必要性を感じないというんでしたら、じゃあ、それをもしもやったら、どれぐらい表面温度が下がるのか、どれぐらい涼しくなるのかとか、そういうのも含めて検証するなり、何かしていただきたいんですよ。というのを考えていただきたい。

○印出井環境まちづくり部長 道路公園課長から答弁申し上げましたけれども、岩田委員のご提案なんですけども、それを実施する場合のインフラの整備とか、そういったことを考えると、それこそ費用対効果に対しては、我々、一般的に考えた中でも、雪国における融雪というのは非常に重要です。雪かきに係るコストもありますから、それらも含めて、こういう言葉を言うところちょっと語弊がありますけれども、検討には値しないんじゃないかなということで、必要性を感じないというふうに申し上げました。

ただし、今回再度ご指摘がありましたので、雪国における設備ですか、そういった状況が、例えば道路構造令上どうなっているのか、それからどのぐらいコストがかかるのか、やっぱりそのコストをかけてやるための便益は何なのか。その辺も含めて調べさせていただきたいと思えます。

○春山委員 関連。

○林分科会長 関連で。春山委員。

○春山委員 ちょっと関連させていただきます。区道の改良補修に関することというところで、前回は質疑させてはいただいたんですけども、今、ヒートアイランド対策のための道路整備という観点での質疑を聞いていたんですけども、そういった意味でいくと、今後の道路整備上においての、都市型洪水の防止となるような雨水浸透緑地帯、そういったものをやっぱり整備していく必要が本当はあると思うんです。街路樹の更新だけじゃなくて、道路整備に併せてそういった緑地帯を、デザインも、防災面からも、地球温暖化対策からも、車道空間を閉鎖するのであれば、それに代わる自転車道以外の整備というのもすごく大事だと思うんですけども、その点についてはどうお考えですか。

環境政策の中で、民間敷地の助成というのが今年度から始まったことはとてもいいことだと思うんですけども、それじゃ民間だけに委ねるのか、区として道路整備に併せてどう考えるのかを考えてお答えください。

○神原道路公園課長 昨日もヒートアイランドの中で舗装に関するお話があったかと存じております。ちょっと昨日お話しできていなかった部分につきまして、区内の道路の歩道については、ほぼ全て保水性、透水性といった構造を取っております。また、併せまして4メートル以下の細い道路の車道につきましても、構造上、強度がそれほど、一般の道路と比べて小さくて済むというようなところで、保・透水性といったものを採用しているような状況でございます。

一方、今、春山委員からご指摘があったように、透水能力というのは舗装よりも、当然、緑地ですとかレインガーデンとかのほうが、当然、性能としては上回ってくるというような認識をさせていただきますので、できる限り、そういった土といいますか、アスファルトではないように置き換えられるようなところについては、今後の道路整備でも検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○林分科会長 よろしいですか。よろしいですか、警察通り。終わり。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。それでは、道路新設改良費についての調査を終了いたします。

次に、目4、受託事業費の調査に入ります。予算書が220ページ、221ページです。執行機関、説明はございますか。

○神原道路公園課長 特にございません。

○林分科会長 はい。

委員の方は何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。それでは、調査を終了します。

次に、目5、私道整備費、予算書220ページから221ページについて。執行機関から説明はございますか。

○神原道路公園課長 特にございません。

○林分科会長 委員の方、何かございますか。

○はやお委員 これは2項道路の予算ですよね。これはどういうふうに積み上げて、いつも予算を立てているのか。その積み上げ根拠をお願いいたします。

○神原道路公園課長 これ、予算計上に当たっては実態に沿ってやってございまして、今現在もご相談を受けている案件が2件ほどございまして、それを実施するために来年度予

算に計上しているものでございます。

○はやお委員 分かるんだ。じゃあ、それは一応陳情があって、依頼があって、それがこのぐらいだよと。それで積み上げをしておいて予算化しているということなんで、ということ。すぐに言って、余ったからやってくれとかというわけにいかないということなのね。そういう予備費みたいなものはどういうふうに。

○神原道路公園課長 予備費というものは積んでございませんで、ここの、今、予算計上して見通しが立っているところについて、合意形成が図れればそこをやると。例えば私道補修の場合というのは、沿道の方の全ての了解というものが必要になってまいりますので、その辺の合意形成が整わない場合は、可能性としてあるのかなというところがございしますが、基本的には考え方は、今ご相談受けているものについて対応していくというふうなものでございます。

○林分科会長 よろしいですか。

ちなみに私道って、千代田区にあとどれぐらいあるのかと、聞かないほうがいいですよ。やめておきましょう。

では、目の5、私道整備費についての調査を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。それでは目6、公園維持費、予算書220ページ、221ページの調査に入ります。説明は。

○神原道路公園課長 公園維持費でございます。予算案の概要116ページ、引き続き公園・児童遊園等整備方針の改定に向けて取り組むほか、公園等における多面的な活用に向けた検討を行うとともに、昨年、試行的に実施した公園内における花火の利用について、区内8か所で展開できるよう環境整備をまいります。

説明は以上です。

○林分科会長 はい。調査に入ります。

どっち。はい、はやお委員。

○はやお委員 すみません。分科会長。ここの公園・児童遊園の、花火はここになるのかな。

○神原道路公園課長 はい。

○はやお委員 はい。これについては、私がこの、今聞いたら、公園の整備方針というのはつくとおっしゃったんですけど。（発言する者あり）はい。それをつくるに当たってと、花火のあれも、あれですよ、検証実験なんですよ。検証しているんだよね。

○神原道路公園課長 昨年度。

○はやお委員 昨年度。これは僕いつも何度も言うように、計画があるから、そこの検証実験があるというんだけど、この辺の考え方というのがどういうことなのか、僕は理解できない。仮説があって、そこに対する証明をするためのものが実証実験というふうに普通に考えるんだけど、この辺のところの、何だ、考え方の整理。検証実験をやって方針を立てるの。

○神原道路公園課長 今回、花火に限ってというところでは、以前からそういったご要望というのは伺っていたというふうなところでございます。今、基本方針のほうの改定作業というのを進めておりますが、やはりそれが終わってからということであると、

また1年先ということになってしまうというようなふうに考えてございます。実施のほうですね。ですので、基本方針の改定をにらみながら今回実施させていただいて、次年度、令和6年度につきましては、本格実施という形で、区内の8か所で展開できるというようなところでございまして、できる限りそういった区民ニーズに迅速に対応できるような形で、ちょっと我々としては進めさせていただきたいなということで、今回取組をさせていただいたところでございます。

○はやお委員 こういう考え方で、確かにいろいろな検証をしてから計画を立てるという、帰納法的なやり方というのもあるんですよ、確かに。だけど、やっぱり行政計画というのは、行政学、何度も言っているんですけど、本来計画があって、そして基本計画があって、そしてまた個別計画があると。その中でのいろいろなところで、途中に方針も入るでしょう。でもそれを検証していかないと、何かと言ったら、目指すべき公園の機能というのが、どういうものが必要かというのが見えなくなるんじゃないかと思っているわけ。こういうものがあるからこういう検証するというのは普通だと思うんだけど、そこは、それだけプライオリティーが高いということは、それだけ何が根拠で花火をやったのか。何が根拠で、ウォークブルのあれだって、急に何か実証というのが最近多いから、実証検証というのがさ。そこのところが、どういう考えでこう来るのかが、私は理解ができないんだけど、もう少し分かりやすく説明していただい……

○神原道路公園課長 我々も以前から、ちょっと繰り返しになるところもございしますが、区内で花火ができるところがないのかですとか、公園では花火ができないのかというご要望というのは、毎年のようにお問い合わせいただいているような状況でございまして。しかしながら、そういったニーズが一方でどれくらいあるのかというのは、実際に運用してみないと分からない部分もございました。今回、神田児童公園、あと東郷公園でやらせていただいたことで、非常に多くの方に来ていただいたと。やはり潜在的なニーズはあったんだということが証明できたのかなと思ってございまして。

我々としては、そういった試行を今回やらせていただいたことに対しましては、一定程度成果があって、次年度の予算にも反映させなければいけないと。こういったものについては取り組んでいかなければいけないというのが分かったというのがございまして、また繰り返しになりますが、一定程度の成果があったというふうには考えてございまして。

○はやお委員 もうこれ以上……

○林分科会長 いやいや、どうぞ。

○はやお委員 ちょっといろいろ時間もあるんで、あれなんですけど。

○林分科会長 大丈夫です。

○はやお委員 私なんかは子どもがずっと野球をやっていたから、ボール遊びのできる公園ということをやっているとされているわけですよ。そしたら、そっちのほうでプライオリティーが高いんじゃないのと思うのが普通なんです。じゃあ、何で急に花火になったの。そしたらアンケートをベースにしたのか。公園によっての形態もあるでしょう。だから、この地域としてはこういうものが欲しい。そして今バスケもはやってきましたよ。だから、そういうところで多角的に総合的に分析をした結果と。だから、そのためには計画がやっぱりないと駄目なんです。だから何かを検証するというので。つまみ食いをしていて、何をやっているか分からなくなっちゃうんですから、そういうのをやっていると。

我々も、職員の方々が何やっているのか分からないんですよ。目指すべきものを示さないから。ほいで、何か、じゃあ今日は花火をやってみようかな。いや、やっぱり駄目だから、じゃあ何か違うのをやってみようかな。総合的なこの整理ということで、私はもうボール遊び、またサッカーだとかというのもあるから、それは公園の形態、広さというのがあるんでしょけど、あと地域のところの騒音の問題があるでしょう。本当にこういうところを真剣に考えないと、子どもの、子どもは純増で増えていくんだらうけど、たしかあれだね、若年層のほうのあれが。

○林分科会長 9.5%増だそうです、2050年。

○はやお委員 というふうな形で、今後やっぱり誘致していかなくちゃいけない。総合子育てをしていかなくちゃいけない。本来であれば私は総合子育てといたら、公園もそのファクターだと思っているわけです。遊ぶための。そしてまた、今みたいに、よく考えてよ、僕はきちっと、何ですか、調査して、僕、一番は、何というの、ファミリー世帯があったら、やっぱり家賃だと思うんですよ。そういうところを考えたとき、何が一番誘因するためのものなのかということを実際に考えなくちゃいけない。

その中の一つとしては、遊び場。だから場合によって、そのところについては、どういう広場をどういうふうに適時適切に広場を設定していくのかというのは、これはかなり分析的にやらなくちゃいけないのに、花火から始めたのかとって、正直がくっと来て。大切ですよ、大切だけど、何か全体が見えない中でつまみ食いをしているような感じなんだけど、もう一度その辺の、ある程度考え方を整理して、調査して、プロポーザルもまたやるんでしょ。そういうところからやりながら、どういうふうに整理するのか、お答えいただきたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 はやお委員のご指摘ですけれども、計画を策定、その前段として様々な調査をしてということの中で、施策事業へとブレークダウンしていくという考え方は多分当然あると思います。

先ほど課長が申し上げたとおり、我々もそういう形で長らく進めてきたところなんですけども、いわゆるシステム開発で言うと、ウォーターフォールのある意味弊害もないことはないというふうに思っています。そういった中で、かつてよくやゆされたのは、計画の千代田区、実践の中央区なんて言われた時期もあったかと思います。

○はやお委員 へえ。

○印出井環境まちづくり部長 そういった中で、はやお委員ご指摘のような課題に対応する中で、やはり当初この議論を始めたときに、有識者の方々も含めて、やっぱり千代田区というのは広々とした公園がなかなかないので、既存の公園などの利用禁止事項の緩和というのは一つの論点になってくるだろうと。そういった中の具体的なメニューの中で幾つか展開する中で、それを実証して、計画の精度を上げていって、計画を策定して、即実践できるような計画を策定して、予算をやったという形で、足かけ3年かかるようなことがないよということなので今回取り組んだところでございます。まさに機能的な手法も活用しながらということになっています。ですので、今回こういった、併せてボール遊びについても、年末年始に東郷元帥記念公園でタイムシェアの中で実践いたしました。

○はやお委員 したんだ。

○林分科会長 ネットが。

○印出井環境まちづくり部長 けれども、そういったことも含めながら、禁止事項の緩和という論点に対して、実施メニューとかその指標を具体的に検討して、計画を策定して、その後、すぐオペレーションも含めて事業ができるように取り組んでいきたいというような意向で進めたものでございますが、ただ、そこに対しては、しっかりとした考え方とか施策体系とか、そういったものが必要だよなということについてのご指摘は、今のはやお委員のご意見としてしっかり受け止めさせていただきたいと思います。

○林分科会長 春山委員。

○春山委員 関連で、公園の在り方について。私自身は、何か全体のトレンドとして、タクティカル・アーバニズムという、とにかく実証実験をして、課題を把握して、計画に落とし込みをするというのが、やっぱり都市を変えるスピードにつながっているの、いいのかなと。いろいろご意見はあると思うんですけども。でもその前に、はやお委員のおっしゃられたように、全体の分析というものがやっぱりまだ足りていないなと思っていて、これは、ほかのところだと今日は言えないんですよ。総括の中ですよ。

○林分科会長 うん。はい。

○春山委員 これ、多分、分科会長に総括に回していただきたいなと思うんですけども、子育て推進課で今回の新しい拡充になっている、子どもの遊び場確保の取組というのがあると、こういって、子どもの遊び場全体をどうやって区で把握して、先ほどおっしゃられたようなボールの需要であるものはここでやるとか、ここを、公園の機能はここを変えていくとかということが、全体でトータルで見えてきていないなというふうに思っています。なので、これは全庁を挙げて、一回子どもの遊び場、子どもの空間、どういうアクティビティが必要になっているのかということ全体で把握して、これはここ、これはここというふうに落とし直していく作業が必要なんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○神原道路公園課長 まさに子ども部との連携というのは非常に大事なことだと思ってございまして、先ほど部長からもご答弁ありましたように、年末年始、東郷公園でのキャッチボール遊びの規制緩和を行ったときも、1日だけだったんですけども、外濠グラウンドの子ども遊び場事業と連携して、もし中学生以上のお子さんが東郷公園に遊びに来た場合、そちらをご案内するですとか、あとは飯田橋の子ども広場のほうに行ってくださいとか、そういった連携をちょっと図った経緯もございました。ですので、我々としても、そういった子ども遊び場事業の中で公園を使つての展開もしておりますので、さらに連携を深めながら、より遊べる場所というものを増やしていきたいという思いは持っております。

○春山委員 この件、総括に回していただく地区の計画にも関わるんですけども、子どもたちの需要というのをどこの課が把握して、本来であれば子ども課と、あと地域ごとの課題は地域振興部が把握して、環境まちづくり課と、じゃあどこの整備をしていくという議論が多分必要だと思うんですけども、その地域課題というのを、子どもの課題と地域課題というのを、どうやって連携して把握しているんでしょう。公園のことだけを公園のアンケートで聞けば、公園については答えてくれるかもしれないけれども、全体の子どもたちのニーズ、地域のニーズというのは、やっぱりそういう取り方だけでは、各論的なものの答えしか出てこなくなってしまうのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○神原道路公園課長 例えば公園の改修整備等に当たっては、そういった子ども施設の方にも、そういった会議の場に入っていて、ご意見を頂戴するという事はやっていますが、日常的な公園の維持管理の中で、我々としては、それぞれの公園の使い方とか、様々ご要望を頂いておりますので、そういった形で肌感覚では情報を取っているような状況でございます。場合によっては、そういった子どもに対する、ある意味、言い方はよくないかもしれませんが、トラブルがあった場合ですとか、その他要望がある場合には子ども部、あと地域で何か使いたいという場合には地域振興部と連携は取ってございますが、今の実態としてはそのような状況になってございます。

○春山委員 はい。

○林分科会長 よろしいですか。もう一丁。はい、春山委員。

○春山委員 総括……

○林分科会長 総括送りというのは、ここでできるものと、総合的な子育て支援というカテゴリーの中で。

○春山委員 議論すればいい。

○林分科会長 議論するほうがスムーズかなと。ここから総括送りに持っていって、結構、僕も登場したほうがいいのかという話になる。

○春山委員 分かりました。そうします。

○林分科会長 どうぞ、春山委員。

○春山委員 公園のアダプトシステムの。

○林分科会長 あ、じゃあ、ちょっとその前にいいですか。ちょっとまとめさせていただいて。ちょっと課題で、アダプト、公園のところで、一つが、いいですよ、公園の利用の。8か所の展開できる場所です。選んだ理由も含めて。予算の調査なんで。短く行きますからね。

道路公園課長。

○神原道路公園課長 すみません。あくまでもまだ確定ということではございませんが、今、執行機関側で考えているところを申し上げさせていただきます。東郷公園、芳林公園、錦華公園、神田児童公園、和泉公園、この5か所については小学校の近隣ということで考えてございまして、その他ちょっとまだ、候補地というところで3か所挙げさせていただきますと、西神田公園、富士見児童公園、麴町子どもの広場ということで、8か所、当然、地域の利用実態等も踏まえて調整が必要となってございますが、執行機関の考え方としては、今そういったところを想定してございます。

○林分科会長 で、あんまり長く、一つが花火ができるのは、公園の地面があることなわけですよ。これができるところというのは、今でなくてもいいんで、常任委員会でもう一回改めてやらなくちゃいけないんですけど、結局、公園の中で、仲良し公園というのも土なわけですよ。富士見のほうも西神田公園も土なんで、花火ができる公園というのはどこがあるのか、区内の広場で。これを全部出していただいて、併せてボール遊びができるという、今度、校庭開放がボール遊びができるわけなんですけど、残念ながら千代田区の区立小学校はネットが高くないんで、ボール遊びができないようになっているわけですよ。ここをどういうふうに子ども部と連携してやっていって、役割分担ですね。

ボール遊んで、僕もアンケートをかけましたけど、相当ニーズが高いわけですから。

ただ、硬いボールと軟らかいボール、ちっちゃい子と中学生というのは、分けなくちゃいけないんで、この分類を、たとえを出しちゃいけないんですけど、やっぱり渋谷区は相当精査にやって、ボール遊びができる公園の広さってここ以上だよ、この面積以上だよ。だからボール遊びの検討対象に入っていると。花火は小さいところでも、それこそ麴町の仲良し公園でもできる。地面さえあれば。小さくて小規模でできるところというのを、分類分けを少し来年度かけていただくといいんですけど、総括でやってもいいけれども、できるだけ常任委員会のほうでも。

その辺のやり取りと、子ども部との連携と、あとは土木の方たちが持っている土地というか、土木事務所があったり資材置場になっているところというのも、やっぱりバスケットをやるときには、きっと音の関係とかで重要なあれになってくると、今度その今の土木事務所のやっている方を、どこか別の場所に、より効率的な場所というのも見つけなくちゃいけないとか、やっぱり全庁的に関わってくるかと思しますので、その辺をちょっとこの公園・児童遊園の整備も常任委員会のほうの所管事務調査の形で、候補地、今だったら5か所はほぼ復興小学校の隣になっていて、あとの3か所はやっていて、これがより多ければ多いほど分散していいのと、やっぱり麴町と神田のエリアの人口比と子どもの比とできる場所の面積といたら、アンバランスになってくるんで、ちょっと調整をさせていただければと思います。

春山委員。

○春山委員 それでなんですけれども、今、分科会長が……

○林分科会長 どうぞ、立って……

○春山委員 おっしゃられたものに、できればこのマップと、エクセルデータ的な感じで、何ができるのかとかというような分析まであるといいのかなというふうに思います。

○林分科会長 うん。ちょっと常任委員会のほうでやるときに、また資料等々も含めて調整と、あと有識者の会議の順番も出てくると思いますので。いいですかね。

○春山委員 はい。

○林分科会長 はい。よろしいですか、委員の方。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。では……

○春山委員 ちょっと簡単に。

○林分科会長 はい。次に、じゃあ、公園・児童遊園の整備についての調査を終了しまして、東郷公園はまだですよ。やりますか。アダプトシステムでしたっけ。

どうぞ、春山委員。

○春山委員 ちょっと上と合わせてなんですけど、ごめんなさい、ちょっと状況が分かっていないので確認させてください。この公園のアダプトシステムというのは、どういう事業になっているのかと、予算が今年190万余と増えている背景と、内訳について教えてください。

○林分科会長 事務事業概要が108ページです。

○神原道路公園課長 この公園のアダプト事業というのは、地域の方に、公園を環境美化の意味も含めまして、自分たちで手を入れていただくことで愛着を持っていただきたいということで、例えば公園の整備が終わった後に、町会ですとか商店街ですとか、アダプ

ト協定を結んだり、道路でも同じような形でやっている事業でございます。内訳といたしましては、これ、全て原材料費といって草花を買う費用になってございます。それが219万円余となっております。

増えている要因といたしましては、コロナ禍でアダプト活動といったのが一時期休止しているような状況もございましたが、その再開などを踏まえまして、購入量を若干見直したというところでございます。

○春山委員 この草花というのは、ごめんなさい、区のほうで、どこかの業者さんから買っていて、それは、これはまたデザインの話になるんですけども、こういうふうな公園にしていきましょうみたいなイメージが区のほうであったりとか、そういう少し見直しを試みたりということはされているんでしょうか。

○神原道路公園課長 草花については、そういった、何というんですか、フラワーショップみたいなところと契約をさせていただきまして、そちらのほうで納品を現地のほうにさせていただくというような仕組みにはなっております。基本的には公園に植える草花を、春、秋の2回ですので、その時期に出てくる比較的強いものを何種類か選択できるようにご用意しておいて、その中で地域の方に選んでいただくというような形を取っております。

○春山委員 分かりました。

○林分科会長 どうぞ、春山委員。デザインじゃない。大丈夫ですか。

○春山委員 もうちょっとで終わりにします。分かりました。

ごめんなさい、ちょっと関係ないんですけども、千代田区内にあるホテルなりいろんなところで、毎週イベントとかが開かれたりすると、植物がもう日曜日の夜には廃棄されるという状況で、すごい量が廃棄されているんですけど、2日間だけとかイベントの期間だけとか、それが結構問題視されていて、そういった食品だけじゃないロスとか循環の仕方というの、やっぱり区として考えていったほうがいいんじゃないのかなと思うのが、個人的な意見、これは意見です。

一番の公園、そのアダプトシステムという、いろんな人たちが公園なり区のものに関与していくということは、すごいいい取組だと思うんですけど、やっぱりその辺のデザインとか在り方というのは、もうちょっと次の時代に向かったものを考えられたほうがいいのかというふうに思います。

公園の維持管理費、総額で5億3,000万と、やっぱりこの維持管理は大変だと思うんですけども、そういった意味で、3番にもちょっとかかってしまうんですが、公園・児童遊園の新しい整備の仕方を考えたときに、やっぱり区でやれるところはやっぱり予算もすごくかかるし、一つ一つ時間がかかると思うんですけど、そういったところで、このいろんな人が関わるという意味でのパークPFI的なものによって、公園のデザインを少しずつリニューアルしていくであるとか、芝生の広場をつくるかということも並行して考えていくことで、コストも削減しながら魅力あるまちづくりというのができるんじゃないかと思いますが、その点について、いかがお考えでしょうか。

○神原道路公園課長 先日の常任委員会のほうでも、公園・児童遊園整備方針の改定の進捗状況をご報告させていただきました。その中の課題認識の中で、今後の方向性として、やはりそういった維持管理、マネジメントの部分についても我々としては考えていかなけ

ればいけない、今後の改定の論点の中に入れていかなければいけないというようなご説明もさせていただいたところでございます。できる限りそういった計画の段階から関係する方に入っていただくということが、整備が終わった後も愛着を持って公園のマネジメントにも関わっていただけるといようなこともあると思いますので、我々としてはそういった方向で検討を今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○林分科会長 よろしいですか。

ほか、委員の方。公園維持費。ないですか。

じゃあ、最後に。申し訳ないです。3の（2）の東郷元帥記念公園の整備で、順調なのかというのと、令和6年度はどこまで工事が進むのかというところを確認させていただきます。

○神原道路公園課長 今、東郷公園につきましては、東郷坂の混雑といったものが一時かなり課題となってございまして、その改修のためにスロープの工事を先行して進めているところでございます。今、一旦仮囲いが取れまして、東郷坂は若干広くなったので通りやすくなったかなと、ございまして、4月以降は暫定的なスロープを開放することによって、一旦さらに通行しやすくなるようなことを考えてございます。

令和6年度につきましては、上段、中段の整備のほうを引き続き進めてまいりたいというふうに考えてございます。6年度中の開放というのはなかなか難しいものがございますが、7年度の早い段階、できましたら子どもの池は7年度開放するような方向で、今、現場のほうは進めているところございまして、今年度からは工事のほうは一旦順調に進んでいるようなところでございます。

○林分科会長 分かりました。見えるような形で進んでいくと、待ち焦がれている子ども、大人は大変多いんで、よろしくお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 その東郷公園のところでちょっとお伺いしたいんですけども、スケボー禁止と大きな看板があるじゃないですか。スケートボードの定義というのはどんな感じなんですかね。つまりタイヤが四つあるものもあれば、二つのものもある。何か二つだけで、何かうまくこう、何というんですかね、バランスを取る子どももいたりとかして、そういうのをやっている子もいるんですよ。でもそれって、スケボーじゃないと言えばスケボーじゃないんですよ。何か名前が違うから。だからどこまで禁止しているのかな。

また、土曜日とか、実はちょっとあそこら辺を歩いていたら、やっている子がいるんですよ。例えば警備員をまた配備するとなると、また大変なんですけど、どうやってそれを禁止させればいいのかというのは、どういうふうな対策をしていますか。今後しますか。

○神原道路公園課長 すみません。スケートボードの定義というところでは、どちらも我々としては、もし見かければ注意をして、やめてくださいというふうな対象になるのかなというふうには考えております。

今現在の対応といたしましては、日常のうち、道路公園課の職員の見回りですとか、あとは安全生活課による指導員の見守りの中で、そういった事象があったり通報を受ければ、我々のほうで対応しているというふうな状況でございます。今後につきましても、我々としてはいろいろな規制緩和に向けた公園の維持管理といったものも検討している途中でございますので、そのちょっと検討の深度化によりまして、また委員会のほうでご報告させていただきたいというふうに存じます。

○岩田委員 じゃあ、スケートボードの定義というのは、ちょっといまいちあれなんですけど、じゃあ、何というんですかね、板に車輪がついているもの全部という感じでいいんですかね、イメージ的に。

○神原道路公園課長 スケートボードの定義といたしますか、周りの方に迷惑じゃないかどうかということだと我々は考えております。

○岩田委員 すみません。じゃあ、ちょっと最後で。つまり、例えば僕がスケートボードをやっちゃ駄目だよと言ったときに、子どもだけじゃなくて親も、何を言っているんだ、これはスケートボードじゃないぞ、これは〇〇ボードと言うんだぞと。違うじゃないかというふうに言われたときに、何とさえいいのかなと。つまりそれも、いや、それもスケートボードの一つですよというふうに言えるのかどうかというので聞いたんです。

○神原道路公園課長 ちょっと何か私が言うのもおこがましいんですけども、皆さんにご迷惑なのでお控えいただけませんかと言ったほうがよろしいかなと思うんですけど。

○岩田委員 なるほど。分かりやすいですね。

○林分科会長 まあ、アクセルとブレーキの両方になってしまうと思うんですけども、よりいい公園を、皆さんのお力でよろしくお願いいたします。

では、目6の公園維持費の調査を終了し、でいいですよ。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。目7、河川維持費の調査に入ります。予算書は220ページから221ページです。説明は。

○神原道路公園課長 特にございません。

○林分科会長 はい。委員の方、何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。それでは調査を終了します。

これで項3の道路公園費の調査を終了します。

どうしますか。続けて、休み。大丈夫。1回、じゃあ、ちょっと休憩します。

午後3時24分休憩

午後3時25分再開

○林分科会長 分科会を再開いたします

項4、清掃リサイクル費の調査に入ります。初めに、目1、清掃リサイクル総務費、予算書224ページから225ページについての調査です。説明は。

○柳千代田清掃事務所長 清掃リサイクル総務費、4番の一般廃棄物処理計画の改定でございます。現在、第4次計画ということで、平成29年から令和7年度までの計画期間中となってございますけれども、ゼロカーボンですとか資源循環型社会の実現に向けて、ごみの減量、資源のリサイクルの取組を推進するための計画として、6年度中に改定をさせていただきたいという経費でございます。

以上です。

○林分科会長 はい。それでは調査に入ります。

委員の方、何かございますか。

○岩田委員 今もやっているのかな。前、飲食店にごみ処理機を購入するときに、何かちょっと安く買えるみたいなのをやっていたじゃないですか。今はもうやっていないですか。

あ、ここかな、そもそも。

○林分科会長 違う。

○岩田委員 これ、ごみ対策じゃなくて。違うのかな。

○桜井委員 リサイクルじゃないの。

○岩田委員 ここじゃないのか。

○林分科会長 リサイクル。

○岩田委員 リサイクルのほうかな。

○柳千代田清掃事務所長 そうですね。

○林分科会長 どの項に入るんですか。

○柳千代田清掃事務所長 でも……

○林分科会長 大丈夫。

○柳千代田清掃事務所長 はい。ただいま飲食店に生ごみ処理機を以前やっていたんではないかというご質問でございますけども、飲食店に対する生ごみ処理機の助成というのはやっておりません。家庭の生ごみ処理機についての助成はやっております。

○岩田委員 そうでしたか。それは、じゃあ僕の勘違いでしたね。

じゃあ、飲食店に向けて、結構大量に出るじゃないですか、ごみが。そういうのに対して、生ごみ処理機購入の助成なんていうのは今後考えてはいないんでしょうか。

○柳千代田清掃事務所長 ちょうど1年前の予算分科会でも同じようなお話を伺って、検討させていただきますというふうにご答弁させていただいています。一応、23区でそういった事業者さんに対するそういった助成というものは行ってないんですが、幾つかの自治体でそういったところの取組をやっていることは把握しておりますので、そちらについて、どういう状況なのかということは調べさせていただいておりますが、当区におきまして、そういったところの助成というところまでの結論までには達していないという状況でございます。

○岩田委員 じゃあ、ちょっとこれから、またその検討次第によっては、まだ分からないけども、今のところはちょっと今は難しいなという感じということですね。じゃあ、今後またちょっと検討を続けていただければと思いますので、お願いします。

○柳千代田清掃事務所長 今般、食品ロス削減推進計画を策定する中でも、そういったところはある程度視野に入ったんですが、引き続き、こういったものがある、その辺の効果とかということについても、引き続き検討してまいりたいと思います。

○岩田委員 お願いします。

○林分科会長 春山委員。

○春山委員 このごみを削減していくということ、それぞれ事業者もそうですし、家庭も含めて取り組んでいくことがすごい必要だと思うんですけども、ごめんなさい、取り組まれていたらそれはそれで教えていただきたいんですが、千代田区で家庭用に向けてコンポストを推進していくようなことは取り組まれているんでしょうか。

○林分科会長 これは、どこに該当する。

○春山委員 ごみです。

○林分科会長 1でいいの。2のほう。

○春山委員 違いました。ごみ減量ですか。すみません。

○林分科会長 1でいい。どっち。2。一緒にやっちゃうんだったら一緒にやっちゃいませうが。一緒にやりましょうか。じゃあ、すみません。では、清掃リサイクル総務費と清掃リサイクル事業費、一緒に調査をさせていただくことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。

では、どうぞ、所長。

○柳千代田清掃事務所長 コンポストということでございまして。

○林分科会長 事業名も言ってください、該当する。

○柳千代田清掃事務所長 えっ。

○林分科会長 コンポストに該当する事業は。

○柳千代田清掃事務所長 ごみ減量リサイクル推進。

○林分科会長 3番でいい。2の3ね。

○柳千代田清掃事務所長 はい。この、皆さんのお手元に事務事業概要が、もし、ピンク色の冊子ですけれども。

○林分科会長 あります、あります。必須。大丈夫です。

○柳千代田清掃事務所長 ありますか。185ページに、先ほど岩田委員からもご指摘のあった生ごみ処理機、これは家庭用のということで、かねてから当区におきましては助成をさせていただいております。購入価格の3分の2、上限3万円までということで、大変最近好況で、実績が上がっておるところでございます。やはりその背景には、やっぱり生ごみ処理に対する考え方といいますか、そういった有効に使うというようなところでありまして、同時にコンポストに対するお問い合わせも幾つかございました。ただ、当区におきましては、コンポストにつきましては、やはりこの都市型のこの住環境の中において、やはりコンポストでやりますと、臭いですとか虫の発生というようなことがありましたので、むしろこちらの生ごみ処理機を推奨してきたというような経緯がございますが、ただ、昨今、食品ロス削減推進計画の検討の中でも、最近はそういったもの、臭いとかごみの発生も大分抑えられるものもできているというようなところも分かってきておりますので、現在策定している計画の中ではそういったことも検討の課題として認識しておりますので、今後もいろいろ調査して、いいものがあれば取り入れていきたいなというふうに考えております。

○春山委員 子どもの教育においても、単純にごみとして処理するのではなくて、全体のリサイクルという概念はすごく大事だと思うので、ぜひそういった意味で取り組んでいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○林分科会長 はい。所長、何か一言。

○柳千代田清掃事務所長 鋭意、いいものについていろいろ調べて、検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○林分科会長 はい。

ほかに。

○岩田委員 2の清掃リサイクル事業費の中の5番の食品ロス削減の推進で、最近、店頭でもネットでも、例えば賞味期限が迫ったものとかを、普通より安く売るサイトがあったりお店があったりするじゃないですか。それで、例えば飲食店でも、さっき言ったごみに

なる前に例えば子ども食堂に提供するとか、そういうところに対して助成をするとか、そういうようなことというのはできないかなというふうに、ちょっと何人かの議員とでちょっといろいろ考えたりなんかしているんですけど、そういうのというのはどうでしょう。難しいですかね。

○柳千代田清掃事務所長 ご指摘ありがとうございます。今般策定させていただきます食品ロス削減推進計画、ごみを、食ロスを削減していくための施策の中の一分野として、そういったことの内容は、施策、計画として定めさせていただいております。今回この予算概要の39ページにも、将来に向けた方向性、循環型社会、経済を実現する必要があるというところの中の、食ロスの削減の推進の中に、今おっしゃいましたフードシェアリングアプリ、アプリで、お店で余っている、そういった売れ残ったものと、あと必要とするところのマッチングをするというようなシステムの導入も検討させていただきたいと。また、導入に向けて準備を進めていきたいと考えております。

○岩田委員 よかったです。ちょっと安心。じゃあ、安心しました。じゃあ、これからそれをちょっと進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○林分科会長 はい。ほか、食品ロスについてはないですか。ありますか。

○春山委員 すみません。関連で。すみません。その循環型というのは、区内だけで、どうサービスとして考えられていくんでしょうか。それとも、もうちょっと幅を広げていくことを考えられているんでしょうか。

○柳千代田清掃事務所長 今のちょっとご指摘、なかなか、区内だけなのかと、なかなかその辺の線引きは難しいところかなと思いますけど、我々が今回つくる計画については、区内における一般廃棄物の減量に資する計画ということで、それからいろいろ計画を推進するに当たって、いろいろ波及効果として、この千代田のエリア以外にも出てくるものもありますでしょうし、そういったところはあるのかなというふうに考えております。

○春山委員 やっぱり千代田区の特性というのもあるし、他区は他区の特性というのもあると思うので、千代田区として貢献できることというのも考えていただきたいなと思います。

○柳千代田清掃事務所長 もちろんご指摘のそういったことも十分視野に入れて検討してまいりたいと思います。

○林分科会長 ほかに。

○はやお委員 前に聞いたけど、食品ロスの削減のところなんですが、先ほどの事務事業概要じゃなくて、予算概要のところの117ページになるんですが、当初の新規としては329万9,000円、それが令和7年、令和8年というのは、100万、100万となっているんですが、ここの辺のところについて、この食品ロス削減推進の当初のときの何か準備するものがあるのか、あるでしょうから、まず330万の内訳を教えてください。

○柳千代田清掃事務所長 先ほどの、今お話しさせていただきましたフードシェアリングのアプリなんですが、これは意外と安く導入することができておまして、いろいろな業者さんがあるんですけども、私どもが幾つかターゲットを絞っている中では、50万円ぐらいで最初、初期投入ができるというようなところもありますし、そういった経費ですとか、今回、初年度、計画を策定した初年度ということで、皆さんご案内かと思うんですが、

10月というのが食品ロスの削減月間という月間でございまして、10月30日、これは食品ロス削減の日ということで。

○林分科会長 そうなの。へえ。

○柳千代田清掃事務所長 そちらに向けて、具体的には区民ホールを利用して、食品ロスのフォーラム的なものを開催するのと、またそれに前後しまして、食ロス削減に、食ロスはまずは意識醸成が大切だということなんで、子どもたちも含めて、大学生、地域の方、あと区内の企業、ホテルとか、そういった方々に声をかけて、そういうフォーラムをさせていただきたいと思っております。子どもたちには食ロスの絵画ですとか標語ですとか、そういったものを募って、いいものについては、いいものというのはどれだけ、ちょっと計画の案の状況なんですけど、そういったものを区民ホールに展示するとともに、いいものにつきましては、走る広告塔ではないんですけども、清掃車にラッピングして区内に循環させるようなこともちょっと考えていきたいなと思っております。

○林分科会長 内訳は。

○柳千代田清掃事務所長 そのための経費として積まさせていただきました。

○はやお委員 分かりました。いいです。

○林分科会長 何となく内訳は分かり……

○はやお委員 まあ、取りあえず、以上で。それか、普通、内訳と言ったら、何々が幾らでございませうんだけど。（「ラッピングが幾らです」と呼ぶ者あり）ラッピングが幾らでとか、フォーラムの費用が幾ら……

○林分科会長 何か付け加えて言うことが、特になければ、内訳。いいですか。

○はやお委員 いいですよ。はい。イメージは分かりました。

○林分科会長 はい。

ほかに。ないですかね。

宣伝はしなくていいんですか。ごめんなさい。急に清掃リサイクル事務費にしまったんで、117ページの右上とか、別に言わなくても大丈夫でしたら。言ったほうがよければ、どうぞ。

○柳千代田清掃事務所長 ご指摘ありがとうございます。ZEVごみ収集車の導入に向けた試験的な導入につきましては、環境まちづくり常任委員会にもご報告させていただきまして、資料要求もございましたので、先般、資料についてもご説明させていただいたところでございます。

こちら、経費につきましては、燃料費という形で積ませていただいているものでございます。今般、納入が3月中に入るといような情報を受けておりますので、納入された後に、簡単なちょっとセシモノーみたいなものを少しやらせていただきたいなと思っております。出発式といいますか。ZEV車ということで、ちょっとそういったところを広く区民に、またこれも走る広告車として区内を毎日走らせていただきたいなと思っておりますので、どうぞご覧になっていただければなと思っております。

○林分科会長 特に、これ、大丈夫ですか。

令和7年がまた100万円になって、令和8年度がゼロなんですけれども、こんなものなんですか、初期投資だけで。

○柳千代田清掃事務所長 こちらは東京都のほうのZEV車を借り受けて、1年半という

ことですので、令和7年7月ぐらいまでという期間で、その後は別の区が試験導入したいというところで、次の区に引き渡す予定でございます。

○林分科会長 はい。よかったですね。

もう、本当に大丈夫ですね。

あと、もうごめんなさいね。最後、これ、別にここじゃなくてもいいんですけど、事務事業概要の167ページにあります、項目で行くと、予算書だと225ページの1の3の清掃リサイクル施設管理運営なんですけれども、リサイクルセンター鎌倉橋とあって、どれぐらいの方が来られて、職員の方はどれぐらい配置しているのかというのを、ちょっと確認だけさせていただけると。リサイクルセンター鎌倉橋の、どれぐらいの区民の方が利用されているのかと、職員の方が何人ぐらい配置されて、離れている場所ですので、いなければいけないでもいいんですけども。今でなくてもいいんですが、ちょっと仕込みというか。よろしくをお願いします。

○柳千代田清掃事務所長 すみません。今ご指摘のとおり、事務事業概要167ページに、リサイクル施設の中にリサイクルセンター鎌倉橋というところのご紹介させていただいておりますけれども、この辺の実績についてはこちらに載っておりませんが、申し訳ないんですが、現在、委託という形で実施させていただいている状況でございます。そちらで働いている人数につきまして、申し訳ございません、ちょっと資料がないので。

○林分科会長 あ、いいです。

○柳千代田清掃事務所長 また何かの機会に。

○林分科会長 ええ。どこかの機会で、じゃあ、よろしくお願ひいたします。

○柳千代田清掃事務所長 はい。ご報告させていただきたいと思います。実績についても。

○林分科会長 別の機会で。

○柳千代田清掃事務所長 よろしくお願ひいたします。

○林分科会長 では、よろしいですかね、清掃リサイクル費の調査を終了させていただいて。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。それでは、改めて一般会計の、これでいいのか、歳入のほうに行けばいいのか。歳入に入ります。歳入の調査に入ります。

歳入は一括した調査でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。それでは、予算書の74ページ、分担金及び負担金のところから、143ページの諸収入までです。執行機関から説明はありますか。

○印出井環境まちづくり総務課長 特にないです。

○林分科会長 委員の方は何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 なし。それでは、以上で環境まちづくり部の歳入を終了、歳入の調査を終了します。

それで、分科会で予定しておりました歳入歳出の調査を全て終了しましたが、改めて確認ですが、調査漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。それでは、ありがとうございます。

次に、総括送りとなった事項ですけれども、一つが、ちょっと待ってくださいね、事業名。秋葉原地域まちづくりの推進、2点目が、日テレだから、どこだ。これか。地区計画等の検討、この2項目を総括送り、総括質疑において議論することといたしますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林分科会長 はい。ありがとうございます。

それでは、分科会予算調査報告書は、当分科会の会議録を添付して、3月5日火曜日午前中までに予算特別委員長に提出いたします。

2日間にわたり、ちょっと人数も大変少なかったんですが、熱心な調査をありがとうございました。

以上をもちまして、予算特別委員会環境まちづくり分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時44分閉会